

令和4年第3回

美浜町議会定例会会議録

令和4年5月31日から

会期

17日間

令和4年6月16日まで

美浜町議会事務局 調製

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和4年5月31日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年5月31日 午前10時09分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
			観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について ○ 令和3年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について ○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について <p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号)) ○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について) ○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) ○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号) ○ 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 			
議員提出議案 の 題 目	-			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	兼田 和雄 議員	13番	藤本 悟 議員

令和4年第3回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和4年5月31日 午前10時
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 報告第 1 号 令和3年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 令和3年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 11 議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 50 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 請願第 1 号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書

議長 本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
(再開宣言 午前10:09)

議長 ただいまより、令和4年第3回美浜町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
職務執行のため、議会事務局長を出席させております。
地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。
これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。
日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。
2番 兼田和雄君
13番 藤本 悟君
の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。
日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月16日までの17日間といたしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 御質疑なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの17日間とすることに決定いたしました。
日程第3 諸般の報告をいたします。
報告第1号 令和3年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和3年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第3号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。
諸般の報告を総務課長に求めます。
総務課長。

総務課長 それでは、私のほうから諸般の報告を行います。

報告第1号 令和3年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙を御覧ください。

令和3年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

報告につきましては、款、項、事業名等、翌年度繰越額を読み上げ、あとの財源内訳等については読み上げを省略させていただきます。

2 総務費、1 総務管理費、ケーブルテレビ施設更新事業、5億492万7,000円、同じく子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、355万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、2,678万5,000円。

3 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業、324万2,000円。

4 衛生費、2 清掃費、廃棄物処理広域化事業、755万4,000円。

6 農林水産業費、1 農業費、園芸育成支援事業、4,558万6,000円。

2 農地費、中山間地域総合整備事業（一般型）、6,300万円。

7 商工費、2 観光費、三方五湖ゾーン整備事業、2億9,723万7,000円、美浜駅改修事業、5,654万2,000円、「美しい美浜の宿」お泊りキャンペーン事業、1,054万5,000円。

8 土木費、2 道路橋梁費、町道駅前線道路改良事業、6,776万2,222円。

3 河川費、河川整備事業、220万円。

4 都市計画費、美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業、6億3,752万7,444円、ポケットパーク整備事業、536万7,000円。

9 消防費、1 消防費、要配慮者等屋内退避施設整備事業、2億5,800万円。

合計翌年度繰越額19億8,982万4,666円でございます。

令和4年5月31日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

続きまして、報告第2号 令和3年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

別紙を御覧ください。

令和3年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

2 総務費、1 総務管理費、ケーブルテレビ施設更新事業（令和2年度分）、翌年度繰越額でございますが、8億223万6,000円でございます。財源等については省略させていただいております。

説明でございますが、一番右の欄を御覧ください。

引込機器ONUの納期遅延により引込工事が実施できなくなったためでございます。

令和4年5月31日提出。美浜町長 戸嶋秀樹でございます。

続きまして、報告第3号でございます。令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

別紙を御覧ください。

令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 公共下水道事業費、2 公共下水道建設費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）、翌年度繰越額でございますが、3,127万2,000円でございます。財源等については省略させていただきます。

令和4年5月31日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

総務課長の報告が終わりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより議案を上程いたします。

日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第16 請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

議 長

町長

町長。

本日ここに、令和4年第3回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、お繰り合わせ御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について御説明申し上げます。

連日報道されておりますロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、長期化しており、多くの一般市民が犠牲となるなど、大きな悲しみをもって受け止めております。犠牲になった方々に深く哀悼の意を表するとともに、一日も早い平和的、人道的な解決を願うものであります。

次に、新型コロナウイルス感染状況等について申し上げます。

コロナ禍が長期化しておりますが、県下では、このところ感染状況が減少傾向にあり、昨日「感染拡大警報」が「注意報」に引き下げられたものの、全国的には人の移動が徐々に広がりつつあることから、感染の再拡大につながることを防ぐよう対策を十分に講じる必要があります。

その一環となる本町のワクチン接種につきましては、希望される方への3回目の接種は、概ね完了し、7月から60歳以上を対象とする4回目接種の準備を進めているところであり、引き続き感染予防と感染拡大防止対策に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に「美しい浜プロジェクト」について申し上げます。

本町の誇り、「美」しい「浜」を守るための美化及び環境保全活動である「美しい浜プロジェクト」を、去る4月17日に水晶浜で、5月22日には久々子海岸で実施いたしました。両日とも町民や応援クルーなど町内外から多くの皆様の参加をいただき、清掃活動に取り組むことができました。

また、5月26日には、美浜中学校の生徒による清掃活動が行われましたが、こうした活動を通して、漂着ごみの実態を痛感していただくことで、さらなる環境美化意識の醸成につながるものと考え

ており、引き続き、町民活動としての定着を目指し、強力に推進してまいります。

次に北陸新幹線敦賀開業を見据えた観光振興について申し上げます。

北陸新幹線敦賀開業に係る観光誘客の核として整備を進めてまいりました三方五湖レインボーラインの山頂山麓公園が完成し、先月グランドオープンいたしました。ゴールデンウィーク期間中の来訪者は、約3万7,000人を数え、昨年 비해2倍、売上高は2.7倍の伸びとなり、整備の効果が目に見える形で表れてきております。引き続き、嶺南随一の観光資源である「三方五湖」の魅力を最大限に生かし、レイクセンターや電池推進遊覧船、サイクリングなどの周遊滞在型観光につながる施設の整備や二次交通の確保、誘客キャンペーンなど諸施策を着実に進めてまいります。

次に、3年ぶりの開催となりました「第34回美浜・五木ひろしふるさとマラソン」について申し上げます。

今大会は、参加人数を大幅に縮小するなど、コロナ対策に万全を期しての開催となりました。大会当日は、爽やかな青空に恵まれ、県内から430人の方々に御参加をいただき、成功裏に開催することができました。これひとえに、五木ひろしさんをはじめ、大会運営に御理解、御協力いただいた関係各位の御尽力の賜物と心から感謝申し上げる次第であります。

次に、5月20日に専決処分いたしました補正予算について御報告いたします。

長期化するコロナ禍や、ウクライナ危機に端を発した原油や電力、諸資材、生活物資の高騰により、地元経済や産業、町民生活に大きな影響が出ていることから、必要な対策を求める声も多く、対応が急務となっております。

このため、緊急の経済対策として、町民の不安に寄り添うべく、生活支援や農林水産事業者を対象とした支援を、可及的速やかに実行する必要があったことから、補正予算を専決処分し、直ちに執行したところであります。

専決処分の内容といたしましては、町民の生活支援と町内消費を喚起・下支えするため、町内で使用できる1人1万円分の「がんば

る美浜人応援商品券」を、全町民を対象に支給するものであり、7月から各世帯に郵送、使用期限を来年1月末日としております。

また、住民税非課税世帯とコロナ禍において家計が急変している子育て世帯に対し、18歳までの児童1人当たり5万円を、また、今年度、新たに住民税が非課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する国の特別給付金を支給いたします。

このほかにも、町内の水稲や園芸、畜産を営む農業者や漁業者に対し、事業を圧迫している燃料費や肥料、飼料費等の一部を助成する「がんばる農業者・漁業者応援事業」を実施するものであります。

次に、北前船日本遺産について申し上げます。

日本遺産は、地域の多様な歴史文化や遺産を活用、発信することで、地域の活性化を図ることを目的とする文化庁の認定制度であり、現在、北前船に関する遺産として、日本海沿岸など48の市町が北前船寄港地・船主集落として認定されているところであります。

県内では、敦賀市など4市町が認定されていますが、本町の早瀬集落等は、古くから海上交易が盛んで、北前船の船主集落としても栄え、その史実を示す古文書や船絵馬等の関連文化財も多く残されておりあります。

本町といたしましては、こうした歴史的遺産を明らかにすることで、地域の活性化及び次世代に引き継ぐためにも、詳細な調査を行い、その検証結果に基づき、日本遺産への追加登録を目指してまいります。

さて、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第39号につきましては、コロナ禍の長期化と、原油価格や生活物資等の高騰に伴う経済対策に必要な経費を緊急に補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を5月20日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第40号及び41号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、美浜町税条例等及び美浜町国民健康保険税条

例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、これらの条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,229万4,000円を追加し、予算総額を90億2,879万9,000円とするものであります。

今回の補正内容につきましては、当初予算編成時以降に採択、もしくは内示を受けた国、県の補助事業や、緊急性を要する公共施設等の維持補修経費など、事務事業を厳選し、追加計上いたしました。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費では、移住・定住の促進を図るための体験ツアー開催経費のほか、「きいばす」の教育プログラムにカーボンニュートラルを追加するための検討経費を町の事務事業に係る地球温暖化対策実行計画の改定経費などで、2,560万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、新規就農者の経営の安定を図るためのリース型ハウスを整備する経費のほか、町内水産物の品質向上を図るための殺菌冷海水処理施設改修に係る補助などで、4,718万7,000円を計上いたしました。

商工費では、レイクセンター整備に係る付帯工事費や、電池推進遊覧船と太陽光発電設備を活用したエネルギー構造転換事業の理解促進と施設の魅力を最大限に引き出すためのモニターツアー等の実施に係る経費などで、4,793万8,000円を計上いたしました。

また、土木費では、美浜町と高島市をつなぐ道路の整備効果等調査に係る経費のほか、町営小倉住宅の改修工事などで、1億1,771万2,000円を計上しております。

消防費では、早瀬区自主防災組織の防災資機材整備に係る補助や、松原地区の消火栓設置工事などで、3,957万6,000円を計上しております。

教育費では、GIGAスクール事業の一環として、小中学校体育館にWi-Fi環境を整備する工事費のほか、北前船関連の日本遺産登録に向けた調査経費などで、1,082万3,000円を計上し

ております。

以上が一般会計補正予算の歳出予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源といたしましては、町税で9,019万1,000円、国・県支出金で9,877万円、基金繰入金で191万9,000円、町債で2,680万円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、特別会計の補正予算であります。議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動による人件費等の増額に伴い、歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加し、予算総額を1億2,512万4,000円とするものであります。

議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動による人件費等の減額に伴い、歳入歳出それぞれ427万4,000円を減額し、予算総額を1億4,303万2,000円とするものであります。

議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新庄マンホールポンプ場の設備更新工事に伴い、歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加し、予算総額を1億5,372万9,000円とするものであります。

議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、浄化センターの設備更新工事に伴い、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算総額を5億8,557万2,000円とするものであります。

議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、松原地区消火栓設置工事に伴い、3,757万6,000円を追加し、予算総額を3億4,764万6,000円とするものであります。

議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、個人町民税等にかかる規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収

入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる、被保険者等に係る介護保険料の減免に関する規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点等につきましては、その都度、私または関係者から御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます

議 長

町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定によって、議案表題部分についてのみとし、他は省略いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号））

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)

議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号)

議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年5月31日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、各議案の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会での審議またはそれぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号))、日程第7 議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)、日程第8 議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号)、日程第9 議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第10 議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第11 議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第12 議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号)、以上7議案は、予算決算

常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御質疑なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第42号から議案第47号まで、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について)、日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、日程第13 議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御質疑なしと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号及び議案第48号、議案第49号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第15 議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16 請願第1号 保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書、以上、1議案及び請願1件は産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御質疑なしと認めます。

よって、議案第50号及び請願第1号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち議案第40号及び議案第41号並びに議案第48号から議案第50号までの5議案について理事

者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

(休憩宣言 午前 10 : 46)

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和4年6月1日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年6月1日 午前9時59分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	<small>子ども・子育て サポートセンター所長</small>	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	<small>教育委員会事務局長</small>	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第2日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	兼田 和雄 議員	13番	藤本 悟 議員

令和4年第3回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和4年6月1日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議 長

本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前9:59)

議 長

ただいまより、令和4年第3回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

2番 兼田 和雄君

13番 藤本 悟君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

5番、高橋修議員の一般質問を許します。

5番

議長。

議 長

高橋議員。

5番

5番、高橋。

おはようございます。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症との闘いが3年目を迎える中、今年3月4日にロシアがウクライナへの侵攻を始め、早くも3か月がたとうとしています。

例えばSDGs、2015年に国連で採択された持続可能な17の開発目標や、地球温暖化対策としての2050年カーボンニュートラルなど、地球規模の喫緊の課題が山積する中、そして、新型コロナウイルスへの対応が世界的に少し落ち着きを見せ始めた矢先に、世界を分断と恐怖に陥れる侵略が始まったことに強い憤りを覚えます。この暴挙は長期化する様相であり、この先いろんな形で私たち

にも多くの難題をもたらすであろうと考えると、暗たんとした気持ちになりますが、時代の変化と捉え、気を取り直して質問させていただきます。

なお、この一般質問の原稿は5月初旬に作成したものでございまして、現時点では状況が幾分異なる部分があるかもしれませんが、御了承をお願いいたします。

まず、最初の質問をいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻、以下侵攻とありますが、によって原油、原油素材、食料品等が逼迫し、そこに大幅な円安も加わって、インフレともいふべき物価高が進行しつつあり、ただでさえ新型コロナウイルス感染症によって傷ついた経済にさらに追い打ちをかけると思われれます。

この対策については、国政、県政レベルの課題が主体になるとは考えますが、町行政として町特有の事情に配慮し、特に困窮されている産業や町民に対して、どのように対応されるのか、お考えをお尋ねいたします。

町
議
長

議長。

町長。

ただいま高橋議員さんのほうから、コロナ禍にあつて、ウクライナ危機によりまして物価高が続いておりますけども、それに対する町の対応をどうするかというお尋ねを頂いたところでございます。

コロナ禍が長期化しており、2年半が経過をしております。本町ではこれまでから町民生活や経済、産業などへの影響など、実情を見極めながら、国や県の対策を踏まえ、町独自の支援策を強力に実施をしてきたところでございます。

このところ、コロナ禍が収束傾向を示す中で、ウクライナ危機に端を発したエネルギー価格や食料品など、諸物価が高騰し、高い水準で推移をしていることから、社会経済活動の回復への足取りが大きく阻害されかねない状況にあると、そのように言われております。そのため、国は、原油価格高騰対策、エネルギー、原材料、食料品等安定供給対策、中小企業対策、生活困窮者支援を柱とする、事業規模13.2兆円に及ぶ総合緊急対策を打ち出したところであります。

本町におきましても、国の対策に加え、町の実情や地域の声を踏まえた、よりきめ細やかな支援策を可及的、速やかに実施することで、本町の機動的な社会経済活動の維持、活性化につなげる必要があるとこのように判断し、先般議会の御理解をいただきながら、専決処分によりまして、町民生活支援、消費喚起対策、農林水産業支援対策に取り組んだところでございます。

これからも引き続き状況を勘案しながら、必要な施策を機動的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

総務課長
議 長
総務課長

議長。

総務課長。

それでは、私のほうから内容につきまして御説明を申し上げます。

今ほど町長が申し上げましたとおり、長期化するコロナ禍や物価の高騰により地元経済や産業、町民生活に大きな影響が出ていることから、その対応が急務となっており、5月20日に補正予算を専決処分し、直ちに執行したところでございます。

専決処分の内容といたしましては、大きく3つの施策がございます。

1つ目に、物価高騰による町民への生活支援と町内消費の喚起を目的としまして、全町民に町内の店舗で利用できます、1人1万円の商品券を発行するがんばる美浜人応援商品券発行事業を実施するものでございます。

2つ目でございますが、2つ目には、がんばる農業者応援事業といたしまして、作付面積に応じた燃料、肥料費の補助や大規模園芸ハウスへの燃料費補助、また、畜産農家への飼料補助を実施し、また、がんばる漁業者応援事業といたしましては、漁業従業者への燃料費補助を実施し、燃料費や肥料代等の高騰による一次産業者の負担軽減を図るものでございます。

3つ目でございますが、政府の緊急対策に基づく生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円、また、今年度新たに住民税が非課税となった世帯でございますが、1世帯当たり10万円の国の特別給付金を支給するものでございます。

現在、これら3つの施策について、速やかな支給に向けた準備を進めているところでございます。

5 番

議長。

議

長

高橋議員。

5 番

迅速な対応をしていただきましてありがとうございます。夏休み前に何とか間に合わせたいということで、専決ということをするんだというふうに説明を受けておりまして、その件については評価をしたいというふうに思います。

このように、急激な時代の変化によって発生する、言わば不可抗力的な社会の経済的な激変というんですか、こういうことに対して、税金によって緊急的に対応する、あるいは支援するという施策は、今後とも大変重要ではないかなというふうに私は思います。よろしくお願いをいたしたいと思います。

では、次の2番目の質問に移ります。

侵攻によって、小麦等の穀物、ロシアからの材木、北方海域からの海産物等の調達が逼迫し、国産米穀、国産木材、国内海産物の価値が見直されています。

また、有事の際には、食料の確保が最重要事項であり、国力向上のための食料自給率改善という議論も浮かび上がっております。これらの産品はいずれも美浜町の一次産業に直結するもので、需要と価格が好転すれば町の活力につながる動向だと思います。そうしたことにより、特に米穀農業、林業、水産業等に対する支援や取組をさらに前向きに見直す好機だと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

町

長

議長。

議

長

町長。

町

長

ただいま一次産業への支援の取組をさらに前向きに進める好機じゃないかということで、町の対応をお尋ねをいただいたところでございます。

水や食料、エネルギーは国の根幹を成す重要な資源であると言われておりますけれども、ウクライナ危機に端を発したエネルギー価格に加え、食料価格の高騰は食料の安全保障、安全供給の重要性の再認識につながり、我が国の食料自給率の一層の向上や農業の国際

競争力強化に向けた政策議論が現在活発化しているところでございます。

とりわけ、一次産業は町を支える重要な基幹産業でもありますし、これまでから町では関連団体の声や農業者の声をお聞きをしながら、美浜町農業基本計画に基づいたきめ細やかな農業支援、漁業施設の整備をはじめ、水産物のブランド化などの漁業支援、また、林業生産基盤の整備や治山などの事業を鋭意進めてきたところでございます。

食料自給率改善に向け、一次産品の需要と価格が好転すれば、一次産業に有利に働くことは、これは御指摘のとおりだというふうに考えておりますけども、こうした一次産品の価格のほとんどが全国的な需給動向により決まる、そういうものでございますので、今回、御提案いただきました食料自給率の向上の議論を踏まえた国の政策動向を、これはしっかりと注視をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

町といたしましては、一次産業を持続的な産業として活性化をし、次世代につなげていくことが重要と考えておりまして、引き続き生産性の向上に向けた基盤の整備や省力化機械の導入支援、所得向上に向けたブランド化や販路の拡大、さらには町で特に課題になっております、後継者の育成に向けた施策にしっかりと取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

5 番

議長。

議長

高橋議員。

5 番

振り返ってみますと、グローバル化によって国内一次産業にも国際競争の波が押し寄せ、多角的な国際競争力によって、ともに日本産品の競争力が低下したというふうに思います。そのため、田んぼや森林等の資産価値が激減し、地方の疲弊の大きな原因になっております。グローバル化は理想ではありますが、過度なグローバル化は許されないというのが今回の教訓ではないかというふうに私は思います。そうした教訓により、一次産業は国力の源という時流を捉えて、また、一次産業の力アップと申しますか、パワーアップには時間がかかりますので、そういったこともよく踏まえて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。よろしく

お願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

侵攻によってロシア産の天然ガス、石油等の調達途絶え、また、円安も相まってエネルギー価格が大幅に高騰し、電気料金にも高騰の兆しがあります。

また、今年3月には福島沖地震で複数の火力発電所が停止する中、悪天候による太陽光発電の低下等により、東京電力と東北電力管内に国内初の電力ひっ迫警報が出されました。

そうした背景により、唯一の国産エネルギーというべき原子力発電の有用性が国内外でさらに強く認識されていますが、日本においては、核燃料サイクルや新設リプレイス等の政策が遅々として進んでいないように見受けられます。

議会としてもしっかりとした取組が必要ですが、こうした状況下において、立地地域として、原子力政策の進展をさらに強く要請する好機だと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

町
議
長

議長。

町長。

ウクライナ侵攻に係る現状を踏まえる中で、原子力政策の進展を強く要請する好機であると、町の考えはということで御質問を頂きました。

我々は、これまでから原子力は安全を最優先に、安定供給、経済性、環境性に優れたエネルギー源であるとして、将来にわたっても最大限に活用すべきとの要請を重ねてきたところでございます。

また、美浜3号機の再稼働に当たりましても、こういった視点を持って同意判断に至ったところでございます。

今回、ウクライナ危機によりエネルギー価格の高騰は国民生活や社会、経済活動に大きな影響を与えておりました、この春に発令をされました、電力需給ひっ迫警報は、我が国のエネルギーの自給構造の脆弱性を露呈したものでございまして、国民に広くエネルギーの安定供給、安全保障の重要性を意識づける機会になっているというふうに考えております。

また、国のクリーンエネルギー戦略案や政党レベルの検討においても、原子力の最大限の活用や建替え等の議論が進んでいると、こ

のように聞いておりました、改めて原子力発電が果たす役割、その必要性や有用性について、広く一般にその認識は深まりつつある、そのように考えているところでもあります。

こうしたことから、先日、全原協の総会の場や、関係省庁に赴きまして、これからの原子力政策の明確化、並びに安全・安心の確保、さらなる国民理解の醸成につきまして、要請も含めまして意見交換をさせていただいたところでございます。

引き続き、こうした時期を捉え、町議会や全原協、立地協との連携をしながら、原子力政策の推進に向けまして機動的に活動をしてまいりたいなというふうに考えているところでもあります。

5 番 議長。

議長 高橋議員。

5 番 エネルギーの安全保障、あるいはエネルギーの自給率、こういった問題が全国的に強く認識されるようになりました。

第5次エネルギー基本計画における2030年の電源構成目標は、再エネ36から38%、原子力20から22%になっています。そして、再エネの大部分が太陽光発電でございまして、その拡大には大きな課題があるということが顕在化し、唯一の国産エネルギーである原子力発電の重要性が広く認識されています。

今朝の新聞にも骨太方針の中で、原子力を安全第一でしっかり進めるという方針に変わったというふうなことが報道されておりましたけども、議会もしっかり取り組んでいく必要がありますが、タッグを組んで、一層強く原子力政策の進展を要請していただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

昨年6月に資源エネルギー庁の管轄で、福井県原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議、以下共創会議と申しますが、が創設をされました。

共創会議の設置趣旨欄を見ますと、現在の原子炉が運転開始から60年を迎えた後の将来の姿も見据えながら持続的な地域の発展を実現していく云々と記されており、今のままでは20年以内に訪れる廃炉を前提にこの会議がスタートしているように思われ、全く納得できない部分がございます。

共創会議はこれまで4回、今5回が行われたと思いますけども、開催されているようで、第4回の議事要旨に、参加者の発言として、原子力政策、原子力発電の将来像の明確化を進めながら、地域振興についての議論も行っていくとの考えを示すことが必要であると、こういうふうには発言されている方がいらっしゃいます。恐らく杉本知事だというふうには想像はいたしますけれども、まさにそのとおりだと思います。

原発が設置された40年以上も前と今日では、現在の軽水炉を含めた原子力発電に関わる技術は格段に進歩しており、廃炉前提の議論は理解できません。

共創会議は立地地域の将来像を描き、そこに向かって産業構造や人口動態と大きく左右する重要な会議だと考えますが、その委員は、知事、立地市町の首長、有識者、電力事業者及び国の機関となっており、現時点では地域住民、そして、その代表である議会の直接的な参画はありません。

そうした意味で、町長は今後、共創会議の進展状況を地元住民や議会にどのように伝え、また、住民や議会等の意見等をどのように共創会議に反映していくおつもりなのか、お考えをお尋ねします。

議長。

まちづくり推進課長。

共創会議の進展状況等に関する御質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

町では、共創会議に臨むに当たり、議会や多くの町民の皆様の御意見や御提案を頂き策定いたしました、美浜町総合振興計画や美浜創生総合戦略、美浜町エネルギービジョン等を勘案し、1つ目に、原子力と共生する地域づくり戦略、2つ目に、先駆的ゼロカーボンエリア構築戦略、3つ目に、高速交通体系、ICT等先端技術を活用した地域創生戦略の3つの戦略を柱とした具体的事項を将来計画に搭載されるよう、提案したところであります。

以降、関係者による会議やワーキングでの議論を重ね、現時点での将来像の実現に向けた基本方針と取組案では、ゼロカーボンを牽引する地域、そして、スマートで自然と共生する持続可能な地域を将来像として、原子力産業の持続的な発展や産業の複線化の推進、

まちづくり推進課長
議長
まちづくり推進課長

エコでスマートな暮らし空間の創出などの実現に向けたプロジェクト群、並びに取組の工程表などが示されたところでもあります。

これまで開催された共創会議やワーキンググループでの協議内容は経済産業省のホームページ等で公開されているところではありますが、この案では、具体的事項として当方が提案した、原子力関連研究開発、人材育成の拠点化や原子力防災、物流に資する道路の整備、ゼロカーボン・スマートエリアの形成、スマート農業・水産業の振興など、多くの事項が盛り込まれたところでもあります。

これからも計画の深化・充実、さらにはこれらの実現、実行に向け、共創会議や事業推進ワーキンググループ等での議論を重ね、これらの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

5 番 議長。

議長 高橋議員。

5 番 先日、意見交換会が開かれまして、そこで共創会議の内容等について説明を頂きました。

私が今質問をしたのは、今後どのようなプロセスで、あるいはどういうふうな形で住民、あるいは議会の意見を集約し、そこに反映させるのか、会議に、そういうことを質問しているわけですが、ただいまの回答はそういうことになっておりません。それを今すぐ申し上げても仕方がないんですが、意見交換会でも私、申し上げましたけれども、今の総合戦略、あるいは人口ビジョン、そういったものをこの会議にぶつけても、時代はどんどん変わっています。その頃にはまだロシアの侵攻はありませんでした。コロナということも、コロナはあるにはあったんですが、どう動くのか、アフターコロナ、ウィズコロナ、どういう姿かは見えなかった。そして、そういったものに対応しながら、時代の変化を素早く捉えて、それを我々の将来の姿に結びつけていくという議論がされているふうには思えない。そういう意味で、そういうふうな場所、あるいはそういう機関を設けて、常にそういう議論をすべきではないのかなというふうには私はずっと前から思っております。一旦決めたらその計画は計画ありきで、計画が大事であって、現実はどちらかというところ軽く見られていくんじゃないのかと、そういうことではいけないんじ

やないかなというふうに私は感じているわけでございます。

話を元に戻しますけども、持続的な地域の発展を実現していく、そのための国を交えた会議でございますので、地域の意見をしっかりと反映していただきたいと思います。そして、廃炉ありきの会議にならないように、今回原子力政策も変わっていくようですから、立地地域としても強く要請をしていくと、そういう機会にさせていただきたいというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

では、次に5番目の質問に移ります。

新型コロナウイルス対策が世界的に一定の落ち着きを見せ、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に入りました。また、急激な円安により、インバウンドの復活に期待が持てると言われており、観光にも明るい見通しが出てまいりました。

そうした中、令和8年度までを対象期間とした美浜町観光振興計画の見直しがなされ、私も審議会委員の一人として出席をいたしました。

見直された計画の内容を要約すると、①令和6年春の新幹線敦賀開業、②道の駅はまびより、③イチゴ観光農園、HAMABERRY、④生涯学習センターなびあす、これを活用して、一番目の目標、令和元年に約93万人だった観光入込客数を、4年後の令和8年に135万人に増やす。2番目の目標、令和2年に約3万6,000人だった宿泊客数を、令和8年に7万3,000人に増やすと、こういう目標が書かれております。

この計画書は、従前の計画書を現時点の既存の状況に合致させると、計画書を、それが主体になっており、私には物足りない部分が多々ありますが、関連する質問をいたします。

今回の計画見直しにおいて、道の駅はまびよりとイチゴ観光農園HAMABERRYの活用が大きく明記されました。

道の駅はまびよりはPFI方式により建設中であり、建設と今後の運営は特別目的会社である美浜暮らしブランド株式会社に委ねられます。

また、既に営業が始まっている、イチゴ観光農園HAMABERRYは、指定管理者である株式会社みはまアグリチームが管理、運営をしていますが、美浜暮らしブランド株式会社と株式会社みはま

アグリチームの両者とも、経営主体には町内の企業や住民がほとんど参画していないと思います。そうしたことにより、町民から意見があるんですが、両方とも多額の税金をつぎ込んだ事業だが、今後本当に美浜にお金が落ちるのか、美浜の発展に寄与するのかという不安の声が多くあるのは事実でございます。

新たな事業を始めるためには、町外の優れた技術やノウハウが必要になることは理解しますが、こうした町民の不安、声に対し、どうお考えなのかについてお尋ねをいたします。

議長。

産業振興課長。

ただいまの御質問に関しては、私のほうからお答えをさせていただきます。

若狭美浜はまびよりは、地域住民のにぎわい交流拠点として整備する地域づくり拠点化施設であり、HAMABERRYについては、町内に移住・定住し、農業の担い手として生活を営む人材を育成する農業人材育成拠点の一つとして整備しており、それぞれ整備の目的も大きく違い、地元発展への貢献内容も異なるものと考えております。

まず、農業人材拠点施設でございますが、現在2名の研修生を受け入れており、HAMABERRYで消費者の声を直に聞きながら、農業経営に必要な不可欠な技術や経営、販売等を学ぶ場として利用し、実践的な研修を重ねることで就農、定着に結びつけていきたいというふうに考えております。

また、収穫したイチゴは、現状においても町内土産販売店や飲食店で活用されるなど、町内の経済効果にも一役を担っており、さらには今後運営が開始される道の駅や町内事業者等と連携した六次化の実践を目指していきたいというふうに考えております。

HAMABERRYの運営による収益は、研修棟での研修生の受入れや研修用ハウス等の農業人材育成拠点、全ての管理運営に充てられることとなっております。

農業人材育成拠点では、できるだけ多くの新規就農者等の確保と研修受入れ体制を充実させ、民間事業者のノウハウや能力を効果的に活用し、収益性の高い魅力ある農業が実現するよう、支援する施

産業振興課長
議 長
産業振興課長

設であり、HAMABERRYの運営収益は最終的に町内農業者への所得向上や農業従事者の確保と定住者の増加に寄与するものと考えております。

さらには、新たに整備される道の駅やレイクセンターの連携により相乗効果による観光客の増加とともに、地域の経済効果にも貢献できるものと考えております。

道の駅の詳しくについては担当課より御説明をさせていただきます。

議長。

土木建築課長。

続きまして、私のほうより、はまびよりにつきまして御回答させていただきます。

道の駅若狭美浜はまびよりにつきましては、美浜町日向に設立された特別目的会社、SPCである美浜暮らしブランド株式会社と事業契約を締結をしており、今後指定管理者として指定をする予定でございます。

運営につきましても、指定管理者となりましたSPCが中核となり、提供サービスに合わせた協力事業者、テナント及び個人と協体制を構築し、ともに運営をしていくこととなります。

運営に参加いただく協力事業者等につきましては、令和2年7月より、地元ファーストで募集を開始し、現在、契約手続の段階にあります。大半が町内の事業者であるとお聞きをしております。

また、道の駅と連携して情報発信や商品の相互販売、新商品開発等で既存事業を活性化したい町内連携事業者の募集も引き続き行っておるところでございます。

併せて町内で起業、独立を目指すベンチャーや個人向けに総合的な経営サポートが提供される予定となっております。これはSPCの有する経営ノウハウ、業態開発、人材管理、数値管理等を用いまして、全国のネットワークと町内の経済団体、協力事業者等が有する地域密着のノウハウやネットワークを融合させることにより、事づくり、人づくり、仕事づくりが加速し、にぎわいが創出され、もって町の幅広い発展に寄与するものというふうと考えております。

議長。

土木建築課長
議長
土木建築課長

5 番

議 長
5 番

高橋議員。

ありがとうございました。今の答弁では、なるほど町の発展につながるわねというふうな明確な趣旨は聞き取れないなというふうには思いましたが、これからその両者ともきちんとうまく運営がされて、町の発展につながるようお願いしたいというふうに思っております。

道の駅をやりますというときに、議会でいろいろなところを訪問し、見学をし、そして、意見を聞いてきました。その中で感じましたのは、やはり地元の発展、地元の活性化、そういったものにストレートにつながっていくような事業になっていかないとあまり意味がないよねという感じが非常に強くございました。そここのところはしっかりと認識をもう一度していただいて、これからまたSPCさんのほうから道の駅についてはどういうふうな形で進めるんやというような提示なり、説明があるというふうに聞いておりますので、その辺でしっかりと意見を聞いて、住民の意見も聞きながらともに進めていけるというような雰囲気醸成していかなければいけないというふうに思っております。町が進めている事業でございまして、町民が主体性と連帯感、もっと言えば誇りをもって取り組める事業と、そういうふうなものになることが重要だと思います。美浜には道の駅があるんやと、イチゴ農園もあるんやと、みんな来てくれと、こういうふうな話に持っていけるようにしていただきたい。そうした意味で、その時々において、目的や進捗や町民の要望等に対し、今まで以上に真摯に耳を傾けていただきまして、ぜひとも成功裏に導いていただきたいというふうに強くお願いをしておきます。

それでは、次の質問、6番目の質問でございますね。

全員協議会等において、私は多額の税金をつぎ込んで施設を整備し、その施設を指定管理者が使用して指定管理で営利事業を行う、そうした場合には、指定管理の条件を明示いただきたいというふうに要請をしてきました。現時点では、私はその回答をはっきりと認識しておりません。そうしたことより、今回改めて美浜暮らしブランド株式会社に対するはまびよりの指定管理条件及び株式会社みはまアグリチームに対するHAMABERRYの指定管理条件について、特に管理運営による損益の処分方法と町への還元の視点を含

めて、次回全員協議会等で御説明いただきたいというふうに要請をしたいと思いますが、御回答をお願いいたします。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

ただいまの御質問でございますが、若狭美浜はまびよりは地域づくり拠点化施設として、また、HAMABERRYは農業人材育成拠点施設として、それぞれ公共事業の位置づけで整備したものでございます。主として営利を目的とした施設ではないということは御理解いただきたいというふうに思います。

全員協議会等での管理運営による町への還元方法や指定管理条件の明示につきましては、議会の意向であれば説明の調整をさせていただきたいというふうに思います。

5 番

議長。

議長

高橋議員。

5 番

やはり国税もいっぱい含まれているわけですが、税金を非常に大きな金額を使ってやる営利事業でございますので、どうなっているんですかというような質問が結構住民にもあります。私もそう思っております。ぜひ機会を見て御説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次、7番目になりますね、私事になりますけれども、九州に単身赴任していた頃に、車で九州各地を訪ねました。そして、知らない土地を早く、正しく知るために、まず、その町の地形、名所、施設、歴史、遺跡、行事、祭礼、逸話等を展示している郷土資料館のような施設へ行って調べ、その後、その中で興味を持てる場所を訪ねることにしていました。そして、訪ねた郷土資料館等の展示内容やセンスを通じて、その町のありようが伝わり、その町に対する印象にも大きな影響があったなと今思います。

先日、高浜町郷土資料館やおおい町立郷土資料館を訪ねましたが、九州で見た、経験した展示内容とよく似た部分があり、楽しく学ぶことができました。これらの郷土資料館は美浜町でいえば、美浜町歴史文化館に相当するのかもしれませんが、美浜町歴史文化館では真摯な展示や歴史講座など、立派な事業が継続されているというふうには思いますけれども、展示スペースや駐車場も狭く、したがっ

て、常設展示等も僅少かつ部分的で、ここを訪れたとしても美浜町の要点や特徴、魅力を正しく知ることはできません。

そうしたことで、私は以前から考えているんですが、美浜町の地図、地形と名称、施設等の位置、歴史、遺跡、伝統行事、祭礼、逸話等々がワンストップで概括でき、特徴と魅力もアピールできる郷土資料館のような場所を整備すべきではないかと思います。

町外からの来訪者に対してはもちろん、地元町民に対しても、美浜町のありようがしっかり理解でき、誇りと地域愛の醸成や伝統と文化の継承につながるこのような施設は必要不可欠ではないでしょうか。華美である必要はなく、清楚なものがいいと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

郷土資料館的な施設をとという御質問、お尋ねかというふうに思います。

本町では、美浜町歴史文化館や若狭国吉城歴史資料館、興道寺廃寺等、一帯を現地に残る名所、旧跡、伝統、行事、芸能など、現場において本物に接してもらうためのヒストリーゾーンというふうな位置づけをしております。

このヒストリーゾーンでは、ゾーンそのものを博物館、あるいは郷土資料館というふうに捉えましたところの分散展示というような形をとっておるというふうに考えております。

その一環としまして、県内で唯一配布しております、文化遺産カードの収集を通じて、手軽に現地に足を運び、理解を深めてもらうなどの企画がただいま好評を博しております。カードの配布枚数や各施設の入館者数にもその成果が表れてきておるところでございます。

なお、美浜町歴史文化館は町誌編纂事業によって収集され、分散、保管されていた史資料を集約し、展示、公開する、そういった施設としてヒストリーゾーンの中核を為す施設というふうにもなっておりますので、今後さらに専門家の意見を踏まえ、将来的には「わかさ美浜町誌」などをいま以上にもっと活用した説明資料の充実や、現地探訪アプリなどによる、美浜町を知る、そういった工夫に取り

組むほか、興道寺廃寺や国吉城址のVR体験動画など、作成を含めて、ヒストリーゾーンのさらなる充実強化、魅力化を図っていききたい、こんなふうに考えております。

5 番 議長。

議長 高橋議員。

5 番 ほとんど意気込みというのは感じられなかったわけですが、今、美浜ってどんなところというふうに聞かれても、簡単には説明できない。郷土資料館を見ておいでというふうに答えないものです。町民も美浜ってどんなところかな、全体像が分かりにくい。全体像が分かっている人はほんの一部なんじゃないかなというふうに思います。それぞれその場所へ行けばいろんなものがあり、いろんな行事があり、いろんなあるんですが、全体が分からない。

この間から町長もおっしゃっています、水晶浜でごみ拾いをやりまして、浜の清掃活動、私も参加したんですが、子供を連れて、あのときに一番強く感じたのは連帯感でした、ああ、みんなでやればきれいになるなど。海辺に住んでいる方だけじゃなくて、いろんなところの人が集まって一緒に仕事をする。やっぱりみんながお互いを知り合って、一緒に物事をやるということが非常に大切だなというふうに感じました。

例えば山で植林をするときに、海辺の人が行って植林をすると。そういった活動だとか、そういう形で、どちらかというところ、旧の今の小学校の校区単位で物事が進んでいるような嫌いもあると私は感じております。そうした意味で、町としての連帯感や町長がおっしゃっている地域愛の醸成、それには子供たちへの郷土に対する思い、そういったものを育む、そういったことに大きく寄与できるんじゃないのかなというふうに思います。

また、コロナ禍の影響もあり、伝統的な生活様式や芸能や祭礼等が存続の危機にあります。今のうちにそうしたものを整理し、伝える必要もあるんじゃないのかなというふうに感じておりまして、どうか前向きに検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

昨年9月に美浜町生涯学習推進プランの第2次改訂版が発行され

ました。私も策定委員の一人として参加させていただきましたが、先日、日本社会教育学会会長の上野景三氏の講演があり、これは菅浜の旧小学校であったんですが、全国各地の自治体でスリム化を理由に生涯学習離れが進んでいる中、このようにしっかりしたプランを策定する自治体は珍しい、すばらしいというような評価をされておりました。視点はちょっと異なります、違うのかもしれませんが、教育に始まり教育に終わると言われます。つまり、物事を改善したり、新たな課題を克服するためには、まずは関係する人々が教育、学習、つまり勉強から始めるべきだということでございます。そして、勉強している人や組織とそうでない人や組織では、短期間に大きな違い、差が出てくると。これは私は会社生活ですが、今までの人生というか、生活を通じて何回も見てまいりました。

実は、まちづくりについても同じではないかと思えます。特に昨今の変化の激しい時代は、学びをおろそかにすれば、地域としても取り残されてしまうのではないのでしょうか。例えばSDGsやDX、デジタルトランスフォーメーション、少子高齢化と人口減少、人生百年時代と健康寿命などなど、数え上げれば切りがありませんが、私たちはどれほど学び、取り組もうとしているのでしょうか。学ばなければ行動は生まれません。意味は、言葉は知っていても、もう少し深く学び、行動しなければ、新たな展開や進歩は生まれてきません。そうした学びの過程で新たな仲間や着想や人が育つのだというふうに思います。そう考えると、都市部に比較して私たちの周りには時代の変化に対応した、あるいは先取りした暮らし、産業、まちづくり等の実践的な学びの場、施設と機会が少な過ぎると思います。どんな時代になっても学びをなくすることはできません。そうした思いにより、私は、生涯学習の町の旗印のもと、行政としても常にできるだけ時代に合った学習機材を備えた学習館、教室や研究室等を整備し、誰もが便利に学べる環境をつくるべきだと思います。講師は地元住民の中にも多くおられますし、ICTの進歩でリモートでも教材や講師が得られる時代になりました。行政と議会と住民が一緒になって学習ニーズを探り、テーマや講師を導き、学び、そして、行動、すなわち挑戦する地域風土、これを醸成することが持続可能な活力ある町への近道だと考えますが、お考えをお尋ねいたし

教育長
議長
教育長

ます。

議長。

教育長。

生涯学習関連の質問を頂きました。

生涯学習センターなびあすは文化ホール、図書館、趣味の部屋などを備えております。そして、町民の皆さんが生涯にわたって学べる施設、町民と行政とのパートナーシップを育む施設、そんなふう
に活用されているというふうに考えております。

また、ほかにも保健福祉センターはあとぴあ、総合運動公園、ゆうあいひろば、先ほどの歴史文化館、それから、若狭の国吉城歴史資料館に加えて、平成29年4月にはエネルギー環境教育体験館、きいぱすがオープンしましたし、令和元年7月には、県営園芸LABOが開設され、それぞれがそれぞれのジャンルでの町民の生涯学習の場として大変活用されているというふうに感じております。

学びの機会につきましても、教育委員会としてはなびあす講座ですとか、歴史講座、これは歴史文化館もやっておりますし、国吉城資料館も行っております。それから、公民館講座、それぞれの地区公民館でもいろんな種類のたくさんの講座を開催しております。総合運動公園ではスポーツ教室なども開催しております。さらには、農業関係、観光関係、福祉、まちづくりなど、様々な分野で持続可能な学びの場の提供に努めておるところでございます。

多くの町民の方の声を受けて、昨年9月に改訂した美浜町生涯学習推進プランに基づき、今後もその時代、時代に合った内容を生涯学習センターなびあすを核として、機能や連携、関係機関との連携ですね、そういったことの強化にも努めてまいりたいと考えております。

また、そういったいろんな生涯学習の取組がございしますが、行政だけが旗を振り、フルセットで全てを用意して住民の方を単なるお客さんというふうにしてサービスを提供するという、そういった考え方ではなく、社会教育や生涯学習によってその人たちが学んだ、得たそういった知識や技術、そういったものをもとに、そういう人たち、あるいは地域が自主的、主体的にやりがいを持って楽しく、いろんな今度は講座や教室など、取組を企画、自らが企画、運営す

る、そういった人、そして、地域を育てるといようなことが、そういう取組が持続可能なまちづくりのあるべき姿でもあるのかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

5 番 議長。

議長 高橋議員。

5 番 今、説明があったことというのはほとんど納得できないですね。

今朝の骨太方針にも、百万人の学び直しという話がありましたね、載っていますよね。時代がどんどん変わるんですから、時代に合った、あるいは時代を先取りした勉強をしなければ駄目なんです。現状維持というのは明らかに退歩なんですよ、世の中は変わりますから。だから、県のクレドにもありますね、現状打破という言葉が5つの中の一つにあります。現状を打破できるような学習、そのためには学習しなければいけないということです。時代の変化が非常に激しいわけです。新しい技術もどんどん出てきて、それらをマスターしていかなければならない。それは好き嫌いではなくて時代の流れ、言わば流行でございます。取り組まざるを得ないものです。そして、取り組んだ先に将来があるわけで、その取り組める、そういった学習に取り組める環境を整備したところが明るい将来を獲得できる、そういうふうな構造だというふうに私は思っております。ぜひ前向きに、今のままであればいいんだというような考えではなくて、どこに課題があって、どうやって現状を打破していくのだ、その根底には学習というのがあるんじゃないのかというところをよく認識していただいて、前向きに検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で、高橋議員の一般質問は終わります。

次に、7番、河本猛議員の一般質問を許します。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 7番、河本。

こんにちは、河本猛です。

まず、保育士などの処遇改善について質問してまいります。

現在、保育士の確保は各自治体の大きな課題です。一方で、保育士の仕事量と賃金はなり手不足や退職、休職の原因の一つとなっています。

国は、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所などにおける保育士、幼稚園教諭、保育教諭などの処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度、月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的とする事業を行っています。

この国が行っている保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について、美浜町はどのような対応をしているのか、伺います。

議長。

総務課長。

保育士の給与に関することですので、私のほうから説明をさせていただきます。

本事業は、国が保育士全体の賃金引き上げを図る取組の中で、公立保育園に勤務する保育士の給料も引き上げの対象としておりますが、本町の保育士の給与につきましては、県内や全国の平均と同年齢の保育士の給料と比較いたしましても、公立については同程度、また、私立保育園については月額3万円以上上回っており、昇給や昇格も規則に基づきまして定期的に行っております。

会計年度任用職員の保育士の報酬月額につきましても、県内では他の市町と比較をいたしましても高く、今年度の期末手当から支給率が上がることによって年間収入も増えることとなります。

こうしたことから、本町にとって、保育士の確保は喫緊の課題ではありますが、本特例事業を活用せず、保育士が保育業務に専念できる環境を整え、業務負担を軽減することや、経験を重ねた保育士が長く現場で働ける環境をつくることが保育士不足の解消のための急務と考えております。

議長。

総務課長
議長
総務課長

7番

議長

河本議員。

7番

内閣府の子ども・子育て本部ですね、のホームページにリーフレットがあるんですけども、この補助内容を見ると、収入を3%程度、月額9,000を引き上げるための費用を補助するとあるんです。

また、令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分ですね、0.9%大体下がっているようなんですけども、これも上乗せして補助すると書いてあります。美浜町で働く保育士の収入というのは、令和4年4月から現状どのようになっているのか。先ほどこの事業への対応は活用していないということでありましたけども、一般職と同様に減額されたままなのか、この事業、活用して、引上げに多分つながっていないと思うんですけども、現状について伺います。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

本町の保育士の4月以降の給料につきましては維持としております。6月以降の期末手当につきましては一般職員と同様、減額となります。

また、収入を3%引き上げるための今回の措置につきましては、令和4年2月から9月までの限定の補助でありまして、また、公定価格の減額改定分の上乗せですか、上乗せしての補助するというものの、国の制度につきましては、町の保育園のような公立保育園については対象となっておりません。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

公定価格の部分については対象となっていないということなんですけども、そうすると、収入の3%ですね、月額9,000円を引き上げるための費用を補助するというこの制度についても、美浜町のように公立の保育園で働く保育士は該当しないように聞こえるんですけども、国が進める処遇改善の対象というのは、公立の保育所も該当するんじゃないんでしょうか。美浜のような公立の保育施設については、調理師とか、栄養士、事務職員などの施設事業所に勤務する全ての職員は対象にならないのでしょうか、どうなのでしょう、伺います。

総務課長
議 長
総務課長

議長。

総務課長。

今回の処遇改善の対象は、公立保育園においても、調理員や栄養士、事務職など、施設事業所に勤務する全ての職員が対象となります。

ただ、延長保育等の通常保育以外の保育に従事している職員については対象となってございません。

7 番
議 長
7 番

議長。

河本議員。

公立の保育園は対象になるということですが、だったら何でやらないのかなどかなり疑問にあるんですけど、美浜町の保育園、その会計年度任用職員も、前の言い方で言うと非常勤職員の割合というのが高くなってきているんですが、会計年度任用職員も処遇改善の対象になるというふうに最初のほうに言われておったんですが、保育士等の処遇改善について、今回国が実施するこの補助事業について、美浜町でも検討して、今回実施しないということなんですけども、検討しないというのであれば、やっぱり理由がそれなりにあると思うんですけども、先ほど理由めいたことをおっしゃっていましたが、ほかの市町よりもちょっと優遇されているからといって、国の事業に対して実施しないというのはちょっと考えられないんですが、ちょっとその辺、本当にどういった感じで美浜町は保育士に対して賃金を引き上げないということを決めたのか、その辺ちょっと詳細を伺いたい。

総務課長
議 長
総務課長

議長。

総務課長。

今の河本議員の御質問でございますけれども、今年の1月ですか、国からそういったことで情報が入ってきておりました。その改正につきましては、保健部局、健康福祉ですか、保育所部局とも協議させていただいた結果、先ほども申し上げましたとおり、賃金につきましては、栄養士、また保育士等々、各市町の状況を調査した結果、非常に高い位置にあると、美浜町の賃金についてはほかの市町に比べて高い位置にあるということから、今回、こういった給与改正というんですか、賃金改正を行わなかったというこ

とでございます。

非常に会計任用職員の賃金確保は大事でございますが、また、正規の職員とのバランスということもございますので、そういうことを総合的に判断させていただいて、今回見送ったということでございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 美浜町のように他市町よりも充実した責任ある保育を実施している町にとっては、使い勝手が悪い国の補助事業になっているなら、これは国の補助内容とか、補助要件に問題があると思いますけども、何かそうじゃないように思うんです。公立保育施設で働く人の処遇改善につながるように、国も補助内容や補助要件をしっかりと整えているというふうに思っているんですけども、国は賃金規定の改正には一定時間が必要となることも考慮して、令和4年2月、3月分については一時金により支給することも可能というふうにしておりますし、また、令和4年2月、3月分を3月にまとめて支給することも可能としていました。この場合でも、令和4年4月以降は基本給、または毎月決まって支払われる手当による賃金改善が必要というふうなことも言っておりますけども、美浜町では職員、会計年度任用職員の給与表について、美浜町の公立保育施設に働く人の賃金規定ですね、給与表を改正しなければならないことに課題というものがあのでしょうか、どうなのでしょうか。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 おっしゃるとおり、賃金につきましてはそういった規定に基づいて行っております。

なお、議会の、まず賃金を設定するに当たっては正規職員の給与を基準に算出しておりますので、そういった改正も必要になるかなと考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 賃金表の改正というのは不可能なことなんですか、やればできるようなことなんですか、伺います。

総務課長
議 長

議長。
総務課長。

総務課長

市町の給与につきましては、国家公務員の給与を基準にしてやっておりますので、その辺の改定を見ながら、これまでも改定を行っておりますので、町独自でということには、何らかの根拠も必要でございますので、非常に難しいのかなと考えております。

7 番

議長。

議 長

河本議員。

7 番

町職員の賃金規定、給料表の中で、保育関係者だけが賃上げされることへの不公平感があるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、その辺はいかがですか。

総務課長

議長。

議 長

総務課長。

総務課長

今おっしゃられた不公平感ですか、職員によってはそう思われる職員もおられるんじゃないかなと思いますし、先ほど言いました、正規職員とのバランス、その辺もありますので、今回見送りさせていただいたということでございます。

7 番

議長。

議 長

河本議員、ちょっとあまり通告範囲を超えないようにというふうに思いますので、まあ、まあ、言ってもらって結構ですけど。

7 番

よろしいですか。

賃金規定の給料表の改正が非常に手間もかかることだと思いますし、面倒なだけじゃないのかなというふうな、そういうことも考えるわけですけども、なぜ国が公立の施設、事業所も対象として保育士などの処遇改善の補助事業に取り組んでいるのか。現場の状況を理解すれば、国の補助事業について、美浜町では実施しないなんてことはあり得ないと思うんです。民間よりも公的保育を行う美浜の保育関係者は優遇されているからやらないなんて、どうしても理由に納得いかないですね。そんな美浜町の勝手な理由で、美浜で働く保育関係者は国が進める保育関係者の収入の引上げ補助事業の恩恵を受けられない状況だと思うんです。これまで手厚い保育事業をやってきた美浜の姿勢からは考えられない変容ぶりなんです。今回国の補助事業の実施期間というのは令和4年2月から9月までとな

っていますが、令和4年10月以降も国は公定価格の見直しによって収入の3%、月額9,000円の引上げ措置を継続するというふうに言っています。この国が実施する補助事業は自公政権、岸田内閣の子ども・子育てに関わる看板政策なんです。時の政権というのは批判されることも多いんですが、この補助事業は現場で働く人の思いに応えた処遇改善に本気で取り組んで、よりよい保育の環境を目指すという国の意思が明確に読み取れます。美浜町はこの補助事業をしっかりと活用して、保育士などの処遇改善、収入の引上げを早急に行うべきだと考えますが、町長、どういうふうに思いますか。

町
議
長
長
長

議長。

町長。

ただいま国の補助事業をうまく活用しながら、保育士の処遇改善をしていくべきだと、町長はどう考えるのかという御質問でございますけども、本町におきましても、保育士の確保は充実した子育て施策を進める上でこれは最重要課題というふうに考えてございます。そういったことから、国の補助制度の有無にかかわらず、保育士の働く環境の充実強化を図る必要がある。このように考えているところでございます。これからも保育現場のニーズを聞きながら、保育士の業務を補助する保育補助者の任用や、保育園の清掃、消毒作業等のアウトソーシング、国の基準よりも多い保育士の配置など、勤務環境の改善、向上に取り組んでいるところであります。

また、人材の確保につきましても、保育経験が豊富な保育士の採用や、今年度から新たに将来の保育人材を発掘するためのインターンシップ制度を導入するなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

さらには、保育業務に専念できる環境の整備や業務負担の軽減を図るためのデジタルトランスフォーメーションの検討も進めておりまして、今後も引き続き採用と業務改善の併用で人材確保対策にしっかり取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

7 番
議
長

議長。

河本議員。

7 番

私たち保育園に子供を預ける親としては、保育園で働く職員の方がコロナ禍における様々な対応や多忙な職場環境、仕事内容に比べ

て低い賃金というような状況に悩んでいるようでは、不安も増します。学校でも保育でも先生や職員が悩みを多く抱えている職場環境では、子供、親も不安になります。そういった状況を鑑みて、国は賃上げ効果、効果と言っているんですね、が継続される取組を前提として補助事業を展開しているわけです。賃金規定、給与表の改定が必要なら、町長には賃金規定の改正を担当課に指示していただきたいですし、町長は原子力の問題であれば、国策であっても再稼働してくれとか、リプレイスしてくれとか、交付金を増やしてくれとか、町の重要課題として国に要望しているじゃないですか。今回の国が公立の施設、事業所も対象として実施している保育士などの処遇改善の補助事業、町の重要課題として本気で向き合って、まずは保育の現場から収入を引き上げて、職員の処遇改善、賃上げ効果によるよりよい保育の実現に尽力していただきたいんですが、国の補助事業があるわけですから、実現に尽力すると町長言えませんか。

町
議
長
議
長
町
長

議長。

町長。

おっしゃることは理解はできます。それは所得なり、給与が上がればというところはございますけども、こういったコロナの問題、いろいろ事業施策の問題に当たりましては、多くの職員が本当に苦勞しながら業務に携わっていただいております。一つ現場を捉えれば、確かに河本議員のおっしゃるとおりでございますし、そこは力を入れていかなければならないというところがございますけども、先ほど総務課長が申し上げましたように、給料の全体のバランスのこともございます。国の施策は、先ほど申し上げましたように、全体を押しなべていく中で、いわゆる市立の保育士さんの給料が低いというようなところから押しなべてそれを全体的な政策として展開をされているというふうに理解をしております。地域、地域には、町、町にはそれぞれの独特の課題がございます。先ほど申し上げましたように、我々としてはそういう課題を一つ一つ洗い出しながら、しっかり保育士の皆さんが誇りをもって業務に携わっていただけるような環境づくりというのを進めてまいりたいというふうに思っていますので、そこだけ捉えるのじゃなくて、全体的なバランスの中でということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

7 番
議 長

議長。
河本議員。

7 番

全体的なバランスを考えれば、ちゃんと国の補助事業として成り立っているんですから、バランスはしっかり考えられていると思うんです。それで、やっぱり全体的な引上げが必要だというときに、国も事業化して、保育士の賃上げをやろうと取り組んでいるときに、それを美浜町は美浜町の判断でストップしていることになるんです。これは一回検討して引き上げないことを決めたんだということにこだわらずに再検討すればいいと思うんです。だから、もう一回国の意図とかもしっかりと考えて、自分たちの役場の中の公務だけの問題として捉えずに、やはりそこから保育士のところから賃上げが始まって、民間も公務もよりよく仕事ができる環境を整えていくという全体のことを考えて、もう一回再検討していただきたいと思いませんけども、どうですか。

町 長
議 長
町 長

議長。
町長。

全体バランスのお話をさせていただきました。地域、地域によりましては、例えば平均の届かないところ、それを超えているところ、こういうふうにありますので、私の思いとしては、例えば水準は全部一律に上げるというものであれば、それはしっかりそれに合わせて取り組んでいきたいというふうに思いますし、いろいろ事情はございますので、今御提案いただいたことも含めて、しっかり先ほどから申し上げておりますけども、働く環境の向上と改善に努めていきたいなというふうに思います。

7 番
議 長

議長。
河本議員。

7 番

ぜひ国の意図も酌み取っていただいて、もう一回再検討していただきたいと思えます。

次に、少人数学級、少人数保育の実現について、質問していきます。

令和3年4月1日施行で、学級編制の基準が昭和55年以来、約40年ぶりに法改正がされました。この法律によって、小学校、義務教育学校の前期課程を含む学級編制の標準を5年かけて計画的に

40人から35人に引き下げるようになるわけですが、長期にわたる全国的な教育現場からの強い要望で少人数学級の前進が図られたものと考えております。

この法改正によって、美浜町では少人数学級に向けてどのような取組がなされているのか、現状を伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、今ほどの御質問を私からお答えさせていただきます。

美浜町では、全ての小学校の全学年におきまして、国、県が定める35人以下の学級基準を大きく下回っておりまして、これまでから児童の学力向上や個に応じたきめ細やかな指導の実現を視点に取り組んでいるところでございます。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

2021年度の学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は22.7人になっておりまして、20人ぐらいの学級が増えていることがうかがえます。美浜町の小学校は学級当たりの平均児童数は何人になりますか、伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

美浜町の全小学校の各学年におきましては、児童数はおおむね20人前後となっております。

具体的には、学区ごとでは、美浜西、美浜中央小学校がそれぞれ22人、美浜東小学校につきましては16人というふうになっております。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

学校における新型コロナウイルスの感染予防対策で、密な環境を是正することが求められる中での法改正でもあったので、これからも児童1人当たりの十分な面積を確保した学校教育が求められていくというふうに考えております。

美浜の小中学校では十分な施設面積、教職員の面積の確保もしっかりできているのでしょうか、その辺りはどうでしょうか。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

小学校、中学校におきましても、今申し上げましたクラスの児童数でございますので、そういった面積等につきましては十分に確保されておるといふふうに考えております。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

人口が密集している都市部と違って、自然豊かで広々とした環境で学べるのが美浜の教育環境のよさだというふうに思います。子育て教育の魅力でもあるので、そういった点にも注意して教育行政を進めていってほしいというふうに考えております。

次に、美浜町の保育園では、未満児保育において、保育士の配置基準よりも多くの保育士を配置して手厚い保育がなされています。

また、会計年度任用職員の給与については、有資格の保育士、また、児童クラブの支援員や保育士の初任給や上限が他市町と比較して高いなど、子育て、保育で他市町よりも優れた面があります。

これらを含め、他の市町と比較して、美浜町が誇れる子育て、保育、教育政策について、行政の答弁を伺いたい。

子ども子育てサポートセンター所長

議長。

議長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども子育てサポートセンター所長

他市町と比較して美浜町が誇れる子育て、保育、教育施策についてのお答えをいたしたいと思っております。

町では、人口減少対策の一環として、子育て支援の充実を町の優先施策に位置づけまして、妊娠中から保育園、学校と切れ目のない支援を展開しております。

また、全ての子供を対象とした施策はもちろん、個別性、専門性の高い子供や保護者の状況を踏まえた支援について、関係各課や各機関が連携してきめ細やかな対応をしております。

美浜町においては、これまでから県内他市町に先駆け、子ども医療費の対象者の拡大、保育園でのアレルギー対応給食や英語に親しむプログラム、不妊治療費の交通費助成、美浜版子育てサポート養成、学校における学習支援員、生活支援員、ICT支援員の配置等で子育て支援と教育の充実に取り組んでまいりました。

さらには、子育て世代からのニーズが高かった子供の遊び場整備につきましても、総合運動公園にふわふわドーム等のにじいろパークを整備したほか、保育園庭の開放、遊び場マップの作成にも取り組んでおります。

一方で、令和2年に開設された、子ども・子育てサポートセンターは、母子保健と子育て支援を一体的に実施する、国のこども家庭庁の考え方を取り入れた先駆的な施設となっております。

このように、町ではソフト、ハード両面から子育て支援に取り組んでまいりましたが、現在は第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画に基づき、美浜ほっと子育て応援プロジェクト2022を中心に関係部署が連携して施策を展開しております。

また、保育園は小中学校では、子供の特性や個別性に配慮した保育、教育を、関係機関と連携を密にしながら実施するとともに、エネルギー環境教育やふるさと美浜元気プロジェクト等、美浜らしく地域愛を育む教育にも力を入れております。

どの年齢においても子供たちの健やかな成長を地域全体で温かく応援し、見守ることで子供の笑顔が広がる町を目指しております。

7番 議長。議長。

議長 河本議員。

7番 行政の施策事業についてですけれども、町民のほとんどは他市町と比較して何が優れているのかというのは知らずに過ごしています。行政に対する批判というところはよく見えても、よいところには気づかないということも多くあります。他市町よりも優れた施策事業とか、町の誇れる施策事業があるというのは、町の魅力でもありますし、今の答弁を聞いて、町民には美浜に住んで本当によかったなというふうに思ってもらいたい。だから、行政側の答弁も自分たちが自信を持って行っている事業に対しては、本当に自信を持って答弁していただきたいと思うんです。公開の場である議会は、ただ私個人に回答しているだけではなくて、議会の答弁の背景には、町民が見ていることをしっかり意識していただいて、町民に町の施策事業の魅力が伝わるように答弁する努力もしっかりとやってほしいと思います。

話を戻しますけれども、国の配置基準になるんですが、保育所など

の四、五歳児の保育士の配置基準、子供30人に保育士1人というふうになっていますけども、それと施設の1人当たりの面積基準は制定された1948年以来、70年以上も一度も改正されておられません。美浜町の保育園は未満児保育において、保育士の配置基準よりも多くの保育士を配置し、手厚い保育がなされておりますが、四、五歳児の保育士の配置状況についてはどのようになっているのか、伺います。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

四、五歳児の保育士の配置状況についての御質問でございますけれども、本年4月1日現在では、町内3つの保育園に4歳児60人、5歳児71人が在籍をしております。国の基準によりますと、4歳児保育に従事する保育士は3園合わせて3人、5歳児は4人となりますけれども、本町ではきめ細やかな保育を行うため、4歳児、5歳児ともに8人ずつの保育士を配置をしております。

また、保育士1人当たりの園児数で見ますと、4歳児では約7人、5歳児では約9人と、国の基準である園児30人に対し保育士1人を大きく上回るなど、手厚い保育に努めているところでございます。

7 番
議 長
7 番

議長。

河本議員。

しっかりと四、五歳児のところにも手厚い保育がなされていることを聞いて、本当に美浜に住むものとしてうれしく思います。

私も子育て世代の親になったことだから分かるんですが、本当に四、五歳児の子供30人ですね、保育士1人という国の配置基準にはこれは驚きました。私、労働組合で労働相談を受けたこともあるので、労働者の視点に立つことが多いんですけども、四、五歳児の子供30人を1人の保育士で見るなんて、想像しただけでも労働環境は過酷です。保育士になるために資格を取って、懂れて保育士になるわけですけども、就職して、社会人になるわけですが、過酷な労働実態に悩みを抱えたり、転職を考えることが多い職種になっているようにも感じます。

施設基準については、2歳以上の1人当たりの面積基準というの

が1.98平米となっていますが、コロナ禍での対応として、密な環境の是正が求められています。美浜町の保育園について、児童1人当たりの面積はどのような値になっているのか、伺います。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

町内各保育園の園児1人当たりの面積につきましては、あおなみ保育園が約3.4平方メートル、せせらぎ保育園が約3.9平方メートル、みずうみ保育園は約4.4平方メートルと、いずれも国の基準であります園児1人当たり1.98平方メートル以上を大きく上回っておりまして、ゆったりとした保育環境となっております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、保育室等の十分な喚起に努めることはもちろんのこと、保育の中でなるべく距離を保ち、給食の際には園児を同じ向きに座らせることで対面食を避けるとともに、クラスの枠を超えた合同保育の機会を減らすことで、活動人数を少なくするなど、工夫を凝らしております。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

美し野区のような新興住宅地によって、子育て世帯も増えているわけですが、待機児童を生まないことや、十分な面積を確保するなどの対応というのは、これは先ほど面積というのは非常にゆったりとした状況にあるということなんですけど、対応はできているのでしょうか、どうなんですか。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

あおなみ保育園につきましては、4月1日現在、定員110名に対しまして105人というふうになっております。あおなみ保育園、増加した理由といたしましては、今議員がおっしゃられたとおり、美し野ニュータウンと、それから、敦賀市の幼稚園の入園率の減少が影響しているのかなというふうに思っております。

ただ、3園とも令和元年度の10月から保育の無償化である影響であるとか、最近では低年齢児、それから、乳児等の預け入れも増えてきているというのが実情ですので、今後、乳児であるとか、ゼロ、1歳児、小さいお子さんが増えることが予想されますと、

園全体としまして保育環境の整備を含めた検討も必要かなというふうに考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 人口減少問題がある中で、子供の減少、維持を想定した計画で保育園の建替えなどの、保育を取り巻く施策が実施されてきたと思うんですね。子供が増えていくという想定はなかなかしていないような現状にあるのかなというふうに思うわけですが、一時的にでも子供が増えている状況が発生したときに、やっぱり自治体としては何らかの対応をしなければいけないんですが、美浜町は令和2年9月から保育園などを利用せずに自宅で第2子以降のゼロ歳から2歳児を保育されている世帯に対して、経済的な負担を軽減するために、美浜町在宅育児応援手当を児童1人当たり月額1万円支給しています。この額を増額して、経済的な負担がなく、自宅で子育てできる支援を強化することも対策の一つになるかなと思っているんですが、急激に子供が増えるような状況が発生した場合は、そういったことも検討してみてはどうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 議員おっしゃられた、その育児手当につきましては、なかなか育児手当金をもらっている方については該当しないということで、町内ではなかなか利用のほうは今少ない状況となっています。

ただ、今後の保育園の入所状況等を鑑みまして、また検討のほうをさせていただきたいなというふうに思っております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 保育所等の職員の配置基準、設置基準を日本とフランスで比較しますと、日本は四、五歳児の保育士の配置基準が、先ほどから申しておりますとおり、子供30人に保育士1人なのに対して、フランスは3歳以上が15人に1人というふうになっています。施設基準の1人当たりの面積基準は、日本は2歳以上が1.98平米なのに対して、人口が密集するフランスのパリ市は5.5平米となってい

ます。国の保育基準そのものがフランスと比較すると、日本は職員の配置も少なく、園児1人当たりの面積も狭い環境にあります。保育環境の充実には地方自治体の努力だけでは限界があるというふうに考えておりました。コロナ禍の状況下でも制定以来70年以上も改正がないこの四、五歳児の保育士の配置基準と施設1人当たりの面積基準について、やっぱり国が予算をしっかりと確保して保育基準の改善を行えば、地方自治体の美浜町としてもコロナ禍に対応した少人数保育やよりよい保育の実現につながると思います。今美浜町だけでは非常に負担が重いような状況だと思いますけども、特に子供30人に保育士1人という、四、五歳児の保育士の配置基準は先進国の中でも最低だと言われておりました。私は国が予算をしっかりと確保して、保育基準の改善を図るべきだと考え、地方自治体も国に対して保育基準の改善を図るよう、要望を強めるべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

町議
町長
町長

議長。

町長。

今ほどフランスの実例を出されて、保育基準の改善を国にというお尋ねでございますけども、フランスは一時期、出生率が大幅に低下したことを踏まえて、子供政策の充実強化を図ったと、こういう歴史のある国でございます。そういった国がこれまで家族政策を中心に、1970年代から子育て政策に取り組んでいるなど、社会保障制度が日本と異なります。こうした国と一概には比較はできませんけれども、思いはやはり安心して子育てができる社会環境の実現において、保育の充実強化は欠かせないものであるという気持ちを持っております。

来年4月にはこども家庭庁が設置をされます。子供が等しく健やかに成長することができる社会の実現におきまして、さらなる強化を図るための推進体制にこれは期待したいなというふうに思っていますので、これからの国の子供政策ですね、これの動向に注視をしていきたいなというふうに思っております。

一方で、町といたしましても、子供たちが保育園や地域との関わりの中で様々な経験を積むことができますよう、それを支える保育人材の育成や施設整備等を図り、より充実した保育の取組を引き続

き進めてまいりたいと思います。国の基準はございますけども、配置基準、先ほど御説明を申し上げました、町としては加配をするなど、しっかり基準にとらわれずに、保育環境の充実、強化をこれからも進めてまいりますので、その点、御理解をよろしくお願いしたいなというふうに思います。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 国の基準よりも優れた保育をやっている美浜町ですから、よりよい保育、国全体としても実現させるために、保育所等の職員の配置基準、設置基準の見直しについて、美浜町から国に対する要望もしっかりと強めていただくことを期待して、私の質問を終わります。

議長 以上で、河本議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後 1 時から再開いたします。御苦労さまでございました。

(休憩宣言 午前 11 : 40)

議長 再開いたします。

(再開宣言 午後 1 : 00)

議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 6 番、梅津。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻が始まり約 4 か月が経過しようとしております。ウクライナ市民の犠牲は増え続けており、国際社会からはロシアの厳しい非難の声があがっております。一日も早く平和を取り戻していただきたいと思います。

我が国のエネルギーコストの高騰や制裁による原油、LNG、特に石炭の輸入量が一番大きいんですけども、これまで 11%をなくす等の日本のエネルギー安全保障を脅かす状況にあります。

また、ウクライナの原子力発電所の襲撃防止と我が国の原子力発電所への安心・安全の確保を願うばかりでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございますが、ふるさと美浜元気フォーラムについて、御質問をいたします。

3月11日に、美浜町内、3小学校6年生が伝統文化、人口減少、鳥獣害、環境、福祉、エネルギー、観光、空き家、コミュニティと9つの課題に分けてアイデアを提案してくれました。全てが子供らしいユニークなアイデアに感動した次第でございます。

ところで、エネルギーのテーマに関して、カーボンニュートラル日本一の町をテーマで原因と対策をよく検討されておりましたが、CO₂を出さない我が町の誇れる原子力発電の貢献が全く表現されていないということに私自身驚きと疑問を感じました。町の総合振興計画の中で、学校教育の充実を図る、我が町の特徴である教育としては、きいばすと連携したエネルギー環境教育を進めているにもかかわらず、原子力の用語が全く出てこないのが残念であります。当然福島事故が原因の一つと考えますが、町長はどう思いますか、御回答願います。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいまふるさと元気フォーラムに関しまして、原子力用語が全く出てきていないと、町長はどうお考えなんやという御質問を頂きましたけども、美浜町のエネルギー環境教育は原子力はもちろん、あらゆるエネルギーに関する興味関心を高め、正しい知識と課題意識を醸成することで、エネルギー環境問題について適切に判断し、行動できる資質や能力を養うことにあります。

御質問いただいた件に関しまして、ふるさと元気フォーラムでの子供たちの発表の冒頭に、美浜といえば原子力発電所があります。そこで、私たちは地球温暖化について考えましたという説明がございまして、本町のエネルギー環境教育の積み重ねがこうした子供たちの意思につながっているものと私は理解をしているところでございます。

今後も、エネルギー環境計画をしっかりと進めていく中で、立地

の町として原子力エネルギーについてもより理解は深められますよう、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 子供さんが、最初の冒頭でそういうふうに言うていただけたということを今お聞きいたしました。やはり次世代を担う子供たちに、美浜町はエネルギーの発祥の地、原子力のパイオニアであるということを今後とも自覚して行ってほしいなと思います。我が町は20年から30年後の将来に向けて、立地地域の長期戦略ということで、原子力発電のパイオニアとして、信念と誇りを胸に次世代層へということも掲げておりますので、やはり我々も大人として子供たちに美浜町の誇示するところをPRして行っていただきたいと思っております。

それでは、次、引き続きまして、今町長の答弁で全てフォローできるんですけども、環境エネルギー体験施設、きいばすでのエネルギーに関する原子力発電に特化した内容ではなく、エネルギーの多様化について、広く考えさせる教育をされているのかどうか、その成果をお伺いしたいと思います。

教育長 議長。

議長 教育長。

教育長 町長の考えをとということでございますが、教育、それから、学習に関する内容の御質問かと思っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

お知らせのとおり、きいばすは町内の小中学生を対象にしたエネルギー環境教育カリキュラムに基づく体験学習を初め、約40種類のオリジナル体験プログラム、それから、エネルギー環境講座などの学習プログラム等を提供するなど、当町のエネルギー環境教育の推進に大変重要な役割を果たしております。

これまで実施しております、エネルギー環境教育の児童生徒、小学生、中学生の意識調査によりますと、エネルギーと環境の問題に関して、その学習の必要性ということにつきましては、ほぼ全員が必要だというふうな意識の高まりを回答として書いてくれておりま

す。さらなる学習や環境教育への意欲、そして、地球環境への将来展望についてもおおむね6割から7割の児童生徒に非常に前向きな意識が、前向きに考えていこうとする意識が備わってきていることがございます。

また、きいばす講座の参加者については、この4年間で人数的には倍増し、令和3年度は627人という多くの数になりました。

また、きいばすぽーとというのがございますけども、これはきいばすのほうで作っているものですが、小学生の利用者も年々増加してきております。これらも一つの成果かと考えております。

なお、コロナ禍においても、県内の学校による校外学習等での利用も令和2年度から徐々に増加しております。昨年度は69の学校がきいばすを利用し、リピート率も約65%という高い割合を示しております。

利用者の皆さんへのアンケートでも、きいばす分かりやすい、それから面白いなどといった高い評価を得ておりますが、これらは体験プログラム、あるいは学習プログラムについて、毎年PDCAを行い、最新のプログラムを提供するきいばすへの取組が成果につながっているものと考えております。

町内の各学校においてもきいばすで体験して学んだことについての振り返り学習を行うなど、きいばすの学びを学校の授業につないで、その理解促進、そして、定着を図っていきたい、そんなふうに考えております。

6番 議長。

議長 梅津議員。

6番 教育長の説明、よく理解できました。ところが、私一つ残念であるのは、そういったふうにエネルギーの多様化で40種類のカリキュラムを教育しているんでしょうけども、原子力に特化した教育ではないというのはよく理解できております。

ところが、皆さんが今検討してくれました、ふるさと美浜元気フォーラムという文集の中に、エネルギー、カーボンニュートラル、2050年に向けてカーボンニュートラルのことをたくさん点として書かれております。例えば再エネを利用せなあかんとか、太陽光、風力、その辺をずっと書いているんですけども、その文集

の中には原子力という、CO₂を出さないエネルギー、原子力ということが表現されてこないですね。それがちょっと疑問で、ということで質問させていただきました。

ということで、今きいばすぼーととか、いろんなことでいろいろとエネルギーの多様化について教育しているということも言うておりますので、徐々には原子力ということも、子供たちが胸を張って、言っていただけのかなと思っております。

次、ちょっと質問させていただきますけども、原子力は、これは教育の中に入っていると思えますけども、美浜町の基幹産業であります。町の雇用と財政に貢献しているということも子供たちに正しい知識を持って理解していただける、カリキュラムのほうも必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長。

教育委員会事務局長。

では、カリキュラムにつきまして、私からお答えをさせていただきますと思います。

本町では、これまでから町内の小学校におきまして、エネルギー環境教育のほか、基幹産業でございます原子力や電気につきまして理解を醸成するための学習の機会を設けております。

具体的には、3年生の社会科で、私たちの美浜町、副読本でございますが、こういったものを用いまして、町の産業として発電所に関わっている方の仕事の様子を捉え、地域の人々との生活との関連を学習しております。

また、4年生の社会科では、きいばすにおきまして、電気を届ける苦勞のカリキュラムも体験し、生活に不可欠な電気を届けてくれている人々の仕事を体験し、その苦勞や努力を知ることによって改めて電気の大切さを学習しております。

五、六年生の理科につきましては、原子力発電等の仕組みや特徴について学習をいたしております。

また、中学校3年生には、小学校から一貫して取り組んでまいりました、エネルギー環境教育の探究活動発表会と言ったものも開催をいたしまして、原子力は美浜町の産業であることを理解した上で報告もなされている状況でございます。

教育委員会事務局長
議長
教育委員会事務局長

町といたしましても、原子力発電所は美浜町の基幹産業でございます。これからも刻々と変動する状況を的確に捉えまして、カリキュラムに反映させながら、子供たちの発達段階に応じた指導と工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

6 番

議長。

議

長

梅津議員。

6 番

今の教育内容は理解できましたけども、私の対策への提案といたしまして、実際分権でやるとか、今のICTを使っただけの教育、それはソフト面で知識は得るんですけども、やはり現物を見ていただくということの教育も大事かなと。例えば電気をつくる工場なんやというところを高学年の子供さんに実際見ていただいて、それで、タービン、発電機がぐわっと大きな音を立てて回っているところを見ていただくというところで感動を得るということがあるのかなと。私個人的には思っております。

ということで、事業者との調整が必要かと思っておりますけども、いろいろPPの問題とか、見張り人の対応とか、いろいろと難しい条件がございます。その辺をクリアしなければ、子供さんたちを現場で見ていただくというのは難しいのかなと思っておりますけども、過去にはそういうこともやっておりましたので、できるのかなと思っておりますので、一度また教育委員会のほうで取り上げていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、中学校休日の部活動の地域移行ということで質問させていただきます。

実は今日も福井新聞に論説の部分ですか、記事となっておりますけども、その関係もございます、ちょっと私のほうから質問させていただきます。

教員の負担軽減や少子化に対応しようと国は2023年度から、休日の部活動の段階的な地域移行を目指す方針に基づき、県教育委員会は中学校の休日の部活動の運営を地域のスポーツクラブなどに移行するための準備として、県内8校をモデル校として、昨年9月から先行実施した、結果を4月に報道されておりました。

モデル校となった、美浜中学校では、ボート部が対象で、県ボー

ト協会が地元設立しました、ジュニアクラブが月1回程度指導していますが、実績に対する美浜としての総合評価はどうであったのか、説明を求めます。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、総合評価につきまして、私からお答えをさせていただきたいと思えます。

今日の新聞でも大きく報じられておりました、令和3年度地域運動部活動推進事業につきましては、国が進める学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の一環という形で進められた、始められたものでございます。国が各都道府県に委託をし、全国114か所で取り組まれた事業となっております。

県内では美浜町、そして鯖江市の4校がモデル校に選定をされまして、それぞれの市町のスポーツクラブが受皿をなり、実践研究が行われてまいりました。

本町では、福井県と福井県ボート協会が委託契約を取り交わす形で、福井ジュニアローリングクラブを立ち上げまして、美浜中学校のボート部を対象員、地域部活動の推進に取り組んでまいりました。

町としまして、本事業は優秀な指導者が専門的な知見を生かして実技指導に当たっておりまして、参加中学生からも技術、戦術的な指導が受けられる等の声を頂いておりますし、保護者からは受益者負担や送迎等に係る理解を得られたほか、少なからず教員の負担軽減にもつながったのではないかなというふうに感じております。そういった意味で、今後の足がかりになったものではないかなというふうに考えております。

しかしながら、地域移行に対する保護者の理解、さらにはクラブ運営に対する運営資金の確保、そして、指導者の確保、受入れ団体、拠点校、自治体の連携強化といったものを今後も継続して行っていく必要があるというふうに考えております。次年度に向けましてさらに強化、充実していくことが大切と考えております。

6番

議長。

議長

梅津議員。

6番

今、教育委員会のほうから御説明があったように、総合的にはい

い評価であるということだと思います。

もう一点ですが、地域移行に対する生徒さんのスキルの問題とか、教員のマンパワー問題とか、あと指導員の皆さんの感想とか。それぞれ希望とかいろんな課題が、実践の中でどのようなものが見えてきたのか、お伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、希望と課題について私からお答えをいたします。

この本事業につきましては、今年1月に美浜中学校のボート部員、そして、保護者、教員、指導者に対しましてアンケート調査を行っていただきました。その結果、部員から専門的な指導が受けられるであったり、練習が楽しい、成長を感じる等の肯定的な意見が多くございました。

また、保護者からはトップアスリートによる専門的指導を受けたいとする意見が多い中、部活動とクラブ活動における練習内容等の差、さらには経済的な負担、そういったものを心配される声も寄せられております。

さらに指導者からは、指導者としての使命、やりがいを感じており、地域貢献や子供たちの成長を感じているという御意見もございました。

このように、部活動の地域移行に関しましては、前向きな意見も多くございましたが、今ほど、先ほども申し上げましたとおり、今後も保護者の理解でありますとか、資金の確保、指導者の確保、団体との連携、そういったものをしっかりと議論を重ねながら進めていく必要があるというふうに考えております。

議長

梅津議員。

6番

それではですね、今の教育委員会の説明では、専門的な指導が受けられるというところが、非常に受講される、指導を受ける生徒たちは、喜んでいるのかなと思います。

ところが、父兄の皆さん、1か月、その受講料というんですか、その指導員にお払いするお金が千数百円かかるとかいうふうな、ちょっとニュースもございましたし、その辺の家庭的な負担もこれから、これを実践すると増えていくということになりますので、その

家庭的な金銭の負担ですね、これもまた、いろいろと検討する方向でお願いしたいなと思います。

専門的な指導を受けられるということで、生徒の皆さん、喜んでいるかと思えますし、スキルアップということで、いいのと、教職員のマンパワーですか、時間目も減るということも考えられますので、非常にいい法則かなと、私、個人的には思っております。

続きまして、県教育委員会は、今年度はモデル地区の拡大ということで、7月頃に出される国の有識者会議の提言等を踏まえて、実情に応じた形で、地域移行をさらに進めていくと。政府のスキル低下と、逆に教員の負担増とならないように、県と対応して、当町はですね、取り組んでいこうというふうに思っておりますけれども、その辺の教職員の負担等に対してですね、教育委員会はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。何かございますでしょうか。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

教職員の負担ということは、本当に今日の新聞にもありましたように、やはり部活動が大変勤務時間外の時間の指導といいますか、そういう要素になっているというのは、確かに大きな課題としてあることは事実でございます。

教職員の中にも、本当に自分がその担当するその種目、スポーツのずっとこう経験者でありですね、これは、子供たちのために指導したいんだという、とても強いそういう気持ちを持って、ぜひボートの指導とかですね、ぜひ野球の指導とかですね、本当にやりがい、生きがいを感じて、指導している教師もございますし。片やですね、なかなか、それぞれの学校にある部活動の経験者がそういった経験のある、指導力のある教員がどこの学校にも配置されるという、こううまくはいかないわけでございます。

そうなりますと、例えばボート部の指導を、全く経験したことのない教員がやるとかですね、野球を全く知らない教員が野球部の指導をするとかですね、そういったことも現実には起こり得るわけでございます。実際に起こっております。

そうなりますと、本当にそういう役割を任された教師にとってはですね、本当に負担になってくるというようなことですね。

中学校の部活動というのは、教室での授業と違う、本当に大切な学びの場がそこにありまして、私たちもそうですけれども、ずっとその教室の授業では学べない、いろいろなものを教えていただいたり、学んだり、そういう世界がございました。

しかしながら、やはり時代の流れとともに、そのやり方、その方法をね、ずっと継続していけるのかといいますと、非常に難しい状況が発生しております。

したがって、国のほうとしても、そういったことを改善していきたいというような思いで、こういった計画を持ち出しているのかなというふうに思っております。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

はい、今の教育長の説明、よく理解できました。今後とも学校の教員とともにですね、よくディスカッションしていただいて、いい方向になるように、お願いしたいと思います。

それから、次の項目に入りたいと思います。

ちょっと皆さん、一部ちょっとミスプリントがございまして、今のNIEという3項目なんですけれども、これちょっと最初にちょっと、誤字の訂正をさせていただきます。

議長のお許しを頂いておりますので、ちょっと今、報告をさせていただきますので、皆さん、訂正しておいてください。

質問用紙の1行目の一番右端にですね、指定されて実践中と聞いているがというところなんです、指定されていると聞いているに直してください。まだ実践中というのをちょっと削除をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、3項目の質問に入ります。NIE、これ通称、教育に新聞をという略なんですけれども、NIE教育について、質問を申し上げます。

教育現場で、新聞は社会とつながる教材と言われております。地域の話題や国内外の様々なニュースに触れることで、児童生徒の知的好奇心を刺激し、施行のきっかけにしたいと、本県NIE推進協議会が実践して決め、2021年に県内5校が実践中でありました。2022年から2023年において、美浜中学校が取り組みすると

いう、指定校ということになるというふうに聞いておりますので、この取組の計画を御説明願いたいと思います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、取組の内容について、私からお答えをいたします。

N I Eと申しますと、ニューズペーパー・イン・エデュケーションという英語らしいんでございますが、要は教育に新聞をとという意味でございます。学習に効果があると注目されている新聞、そういったものを学校や家庭などの学習に活用する活動でございます。

美浜中学校では教育目標「確かな学力をつける」「豊かな心情を育てる」「健康な心身を育てる」の下、自分の考えを表現できる生徒を育てるために、学校教育への新聞活用を行いまして、思考力、判断力、読解力、そういったものを育みたいと考えております。

また、今年4月にこのN I E実践指定校として認定を受けまして、令和6年度までの2年間、I C T利活用教育で、新聞を活用した学習を行う予定でございます。今年度は、朝学習の時間に、生徒それぞれがタブレット端末を用いまして、福井新聞の教育用電子版でございますが、そういったものを活用しながら、選んだ記事の論点を整理した資料、そういったものを作成したり、教室の大型モニターにそれぞれの資料を映し出すことで、多様な視点をクラス全員が共有できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、新聞6社で報道されております社会の出来事でありまして、興味ある記事、そういったものをスクラップいたしまして、家庭に持ち帰り、家族と一緒に読んだ感想をレポートにまとめたり、N I E教育を通じて学んだことを地域愛学習にも反映していきたいというふうに考えております。

議長

梅津議員。

6番

はい。非常に精度の高い目標でございます。

ところで、この教育をですね、取り入れることによって、本当に子供さんは朝学の時間帯を利用してやられると思うんですけども、私、個人的には、その先生の指導が非常にまたマンパワーがかかってくるのかなと思ったりもしておりますけれども、先生が任が負担にならなければですね、どんどんとやっていただければいいと考え

ております。

それからあと、次はですね、今後、中学校1校ではなくですね、美浜町はあと、その実践をやったあと、小学校の高学年でも採用していくのかどうか、その辺の計画があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

はい、ではお答えいたします。

NIEは県下の小中学校を対象に、平成25年度からブロックローテーションを組みながら、毎年8校程度、実施をされているところでございます。本町では、美浜西小学校が平成28年度に採用されまして、2か年間、「新聞でわくわく、社会とつながろう」といった目標を掲げながら、NIE教育を実践したところでございます。

県のローテーション計画によりますと、次回の町内小学校のNIE実践校につきましては、令和10年度からまた2か年の採用計画となっております。

6番

議長。

議長

梅津議員。

6番

そこで、西小の成果というのは、何かまとめ上げられているんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

はい。では、西小学校の成果というところでお答えをいたしたいと思います。

まず、先に、令和2年度から3年度に実践校と、指定校として受けた敦賀市内の小学校の御意見を御紹介させていただきたいと思っております。

新聞が、より身近なものとして実感できるようになった。特に、デジタル新聞はタブレット端末等の操作に慣れている現代の児童にとっては、新聞をより身近に感じられるようになり、新聞に親しみを持つようになった。さらには、児童が新聞から多くの言葉や、社会が起きている事実を学べるよい教材であると感じた。さらに、記事の内容から感じ取ったことをもとに、自分なりの考えを発信し、

交流することは、個々の表現力を育てたり、自分の思考を深めたりする上でとても大切な取組になった。

というふうな御意見をお聞きしております。

続きまして、平成28年から29年度に実践指定校を受けました西小学校の御意見でございますが、新聞が常に身近にあった児童からは、身近な地域の出来事やタイムリーな社会の出来事に対して関心が高まり、視野が広がるようになった。新聞は、これから社会に出る子供たちにとって、自分と社会をつなぐ1つのツールとして認識することができた。今後は授業においても、その新聞そのものに触れる実践を増やし、新聞がさらに身近なものとなるよう工夫していきたいというふうなお声をお聞きしております。

以上でございます。

6 番

議長。

議

長

梅津議員。

6 番

非常に有益な感想を頂きました。これをまた、2年で終わったということなんです。2年間で終わったということなんですけれども、またどんどんと拡大していただきたいと思います。

それからあと、もう1個、ちょっと御質問になるんですが、新聞を読んでいるですね、生徒は、非常に学力が高いといったデータがあるとされておりまして。本当にその実践中の近隣市町の中学校での教員とかですね、生徒の感想等があればお聞きいたしますけれども、今、事務局のほうから答弁していただきましたので、削除したいと思います。

それでは次、N I Eの導入は、文書とかですね、資料の読み解く力を伸ばすと、社会に目を向ける、考えるきっかけを作る、学力の基礎となる力をつける等、有益と考えますけれども、教職員は編集のアドバイスや疑問に答えることが、非常にマンパワーの増加と、先ほども言いましたように、なるかと思えます。朝学の時間の確保、これもまたちょっと難しいことあるかと思えますけれども、今後とも美浜では、進めていくのかどうか、教育長のお考えをお伺いいたします。

教 育 長

議長。

議

長

教育長。

えっとですね、梅津議員さんの、N I Eの非常に有用性は認めるのだが、やはり教職員のあまり負担が増えたんでは、続かないんじゃないかというような、そういう御心配も頂いたのかなというふうに思っております。

おっしゃるとおりでございます、新聞を学校の授業のその教材として活用するというようなことは、以前から国語科ですとか社会科なんかを中心に行われておりまして、新聞を読む、それからそれを、新聞をまねて、自分たちで作ってみる。壁新聞とかですね、よくそういったものを取り入れて、学校では早くから実践はされておりました。

本町におきましてもですね、小学校では特に国語科を中心に、新聞を見て、そして自分が何か興味を持った記事を見つけて、それをスクラップして、そしてそれにちょっと自分の感想とか意見なんかをつけ加えたりして、そして1枚の紙に新聞の切り抜きを張りつけてですね、そしてそれを互いに向け合ったりとかですね、掲示してみたりとかですね、そういった活動に取り組んでまいりました。

なおまた、中学校ではですね、社会科において、政治、歴史などの記事を前提しまして、テーマを決めまして、そういった記事を見つけて、自分の思いや感想を友達に伝え合うというような、そんなようなことも今やっているところでございます。

このようにですね、学校教育への新聞活用というのは、その生徒にとって、その思考力、判断力、表現力というかですね、そういったいろんな力を育むための有効な手段であるというふうに思っております。

継続して、やはり活用していきたいなというふうに思うんですけども、本当に何事においてもですね、持続可能な体制が必要かなというふうに思っております。よいことだからといって、いろんなことをあれもこれもとやっていますと、本当に体が幾つあっても足りないというようなことになってきますので、それは結果として、生徒に対しての良い指導にはつながっていかないと思います。

そういった中で、やはりタブレットのですね、活用というのが、ここで生かされてくるんじゃないかなと、そんなふうに考えておりますので、そういったI C T機器を、そういった機器をですね、う

まく使ってですね、この新聞を活用した学習についても、教師の負担が非常に重くなるということにならないように配慮しながら、進めていきたいなというふうに考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 はい。今既にICTの活用ということで、教育長が、タブレットを活用すれば、うまく編集もでき、教員の負担も減るのかなという回答でございましたし、そのタブレットの活用をどんどんとしていただければ、うまく上手に編集もできて、皆さん、読みやすい記事にもなってくるのかなと思います。

ということで、タブレットの活用をよろしくお願いいたします。

ちょっと補足なんですけれども、5月12日に、NHKの「あさイチ」という番組ですね、あれで放映されていたんですけれども、子供たちに芽生えたやる気、それからつながり力の大切さ、これはやっぱり、この、何ですか、やっぱり新聞等が非常に有益やということも言っておりました。これで、新聞等でも、大人との関わり力がアップするんやと。アップすることによって、自立した大人になっていくんやというふうな、有益な何かお話もちょっと出ておりましたので、ちょっと紹介をさせていただきました。

次の質問に移らせていただきます。

小学校の通知表の廃止についてということで、御質問をしたいと思えます。

4月5日の新聞記事にですね、神奈川県茅ヶ崎市立香川小学校は、令和2年度から通知表をやめたといった記事が載っておりました。背景にあるのは、他人と比べる価値観から距離を取り、学びの本質に向かい合いたいとの思いで、評価とは何か、学校とは何かを突き詰め、試行錯誤を繰り返した教員は、新たなやりがいを感じているとのことでした。

そこで、メリット・デメリットはあると思いますが、通知表は保護者に学習状況を伝えたり、子供の学習意欲を高めたりすることが、本来の目的であると考えます。また、文部科学省ではですね、評価のための評価で終わらず、子供自身が学んだことの意義や価値を実感し、目標や課題を持って学習を進めていけるようにする

ことが大切だと指摘しております。

したがって、時代の流れかと私自身は思いますけれども、通知表をなくすることには、私、個人的には反対でございます。教育長の見解を求めたいと思います。

教育長
議長
教育長

議長。

教育長。

通知表についての御質問でしたけれども、通知表というのは、学期ごとの学びの到達度を保護者の方に伝えて、まずその一人一人の子供の良いところや頑張りをほめる、そして併せてですね、努力点、こんなところを頑張るといいんじゃないかというようなことを伝えるものと理解をしております。

子供たちが、どうすれば、具体的にどんなことを、どんなふうにしていけば、もっともっと伸びていけるのか、子供と保護者と教師が、相互の信頼関係の下に情報を共有し、次のステップへの目標を立て、さらなる成長を目指すための道具でございます。有効に活用していくことが大事だと思います。

やっぱりですね、一番大事なものは、この保護者と子供と教師が、先ほど議員おっしゃいました、通知表が持っている本来の目的といますか、そのところをしっかりと三者が共通理解して、そしてそれを子供たちの成長のためにどう使うか、そこが一番大事かなというふうに考えております。

したがいまして、御質問いただきました、小学校の通知表を廃止するということは考えておりません。

6番
議長
6番

議長。

梅津議員。

はい。教育長の返答を頂きました。

確かに通知簿は、私たち子供のときから、もう非常に嫌なものでございましたけれども、やはり、今、教育長がおっしゃったようにですね、子供と保護者、教師がですね、一体となって、お互いに評価する上においては、非常に要るのかなと思いますし、また子供が、お互いに社会に、実社会に出てもですね、やはり競争力というものは、絶対つくものだと思いますので、やはり通知表でもって順位をつけるというよりも、あんたはここが悪かったんやから、ここを直

せと、次の期は頑張れよというような意識づけにもなろうかと思えますので、教育長がおっしゃったように、なくす、なくさないということをお聞きいたしましたので、安心いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、私の、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長

以上で、梅津議員の一般質問を終わります。

次に、9番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

9 番

議長。

議 長

川畑議員。

9 番

9番、川畑。

私の一般質問をさせていただきます。

本日は、1つに、美浜の農業振興について、2つに、美浜の林業振興について、質問させていただきます。

まず1つ目の美浜の農業支援についてですが、世界の人口は増加し、平均寿命も延びています。世界人口は、2015年には73億人でしたが、2030年には85億人に到達する予測です。2030年には、65歳以上の人口が10億人に達するとも言われています。

しかし、日本の人口は減少傾向にあり、2010年に約1億2,800万人だった人口は、2030年には1億1,600万人に減少すると予測されています。また、農業人口も著しく減少することが予測されています。

1970年代から、農業の高齢化が叫ばれていましたが、その世代からさらに持ち上がることにより、明らかに高齢と言うよりは高齢となってしまっています。この農業の高齢化の原因として挙げられるのは、後継者不足です。高齢と言われる農家の労働の統計として、70歳までの年代の人がいる農家では、全体の7割が農作業は全て自分が中心となって切り盛りしていると言われていています。後継者がいないということもあり、手伝ってくれる人がいないことから、農作業中による事故も増えてきているという現状です。

なぜ、農業の後継者が増えないのか。それは、現在においては農家が明らかに世襲制度を取っていることにあります。よく、脱サラ

して農業を始める人もいますが、農業用の機械を購入するにしても、相当な初期費用が必要となり、農業をするために借金までするという気骨のある若い世代は少ないのです。初期費用はかさんでも、それなりに収入があれば納得ができるものです。しかし、米農家に従事して、初年度の売上げは平均でたった230万円。サラリーマンの年収より少ないと言えるのです。

しかし、サラリーマンと違い、農業ではコストというものが必ずかかります。このコストの平均が690万円ほど大きな赤字をこうむることになるのは必須です。

売上げを伸ばさない限り、年収は増えません。赤字が増えるばかりで後継者不足は避けられず、農業の高齢化は進む一方なのです。国の施策としては、若い世代の育成や地域による収穫期の協力体制を強めること、さらには外国人労働者の採用などを推奨しています。しかし、たった5%の若い世代を増やすためには、小さな施策では限りがあると言えます。

高齢者を除いた人口を増やすためには、農業にメリットを増やすことを考える必要があるのです。

昨年3月の一般質問で、美浜の農業とはどういうものかと質問しました。そのときに、町長の回答は、厳しい状況にはあるが、農業は日本の国を作る基であるので、産業として持続的な形になるように、しっかり取り組んでいきたい。美浜の農業は、古くから稲作を中心に営まれてきており、町の経済を支える重要な産業であり、防災や生活環境面においても大きな役割を果たしている。その経営基盤となる農地は整備が進み、ほぼ全域で区画整理が終了しており、効率的な営農につながっているとのことです。

また一方、担い手への利用集積も進んでおり、経営の規模も大きくなってはきているが、いまだにそのほとんどが水稻作に特化しており、農地もいろんなところに分散傾向にあります。

このようなことから、収益性は高いとも言えず、さらなる経営の効率化や施設園芸、こういったものを含めた複合経営による収益の改善が必要となっている状況である。

そして、農業従事者の高齢化が年々進んでおり、併せて担い手の確保が困難な状況になっているほか、集落においても農家が減って

おり、農業離れはもとより、農業への関心も薄れている状況になっている。

このように、美浜の農業はまちづくりや地域の活性化にはなくてはならない重要な産業であるが、持続可能な産業として活性化するには、課題解決のために美浜町農業基本計画が必要であり、様々な農業施策が鋭意進められているところであると回答しています。

そこでお聞きしていきますが、この行政の施策は、誰がための施策なのか、美浜の農家はこの農業基本計画によって、農業従事者はどのような農業支援となるのか、個人の認定農業者は現在約31人いますが、その人たちだけの支援としているのか。美浜町全体の農家のための農業支援なのか、伺います。

町
議
長

議長。

町長。

ただいま川畑議員から、農業の現状と課題を捉える中で、美浜の農業をこれからどう展開していくのかという幅広い質問を、これも含めて頂いております。

冒頭、農業に対する私の思い、ちょっと述べさせていただきたいなと思っております。

農業は、私たちが生きていくために必要な食料を生産する役割に加えまして、洪水の防止や地下水の涵養、豊かな自然環境の維持保全など、様々な形で生活に安らぎと潤いを与えてくれる重要な産業であると、そのように理解をさせていただきます。

町といたしましても、こうした観点から、農業が抱えております高齢化や担い手不足、離農や耕作放棄地問題などの課題解決に向けまして、町の農業基本計画で方向性をしっかりと定め、産業施策及び地域施策の両面から、きめ細やかな事業に取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げました。これからいろいろと御質問頂いておりますけれども、これに関わります御回答は担当課長からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議
長
産業振興課長

産業振興課長。

はい。それでは私のほうから、農業基本計画の支援、そういったところについて、御説明させていただきます。

町では、第2次美浜町農業基本計画に掲げる農業の多面的機能の発揮、豊かな暮らしと農村社会を育む農村振興型の生きがいつくり、むらづくり農業の実現と、農業の持続的な発展に貢献する利益追求経営型の強い農業、もうける農業の育成・発展という2つの基本理念を両輪で動かし、美浜町農業アクションプランに基づき、各種補助事業を展開し、認定農業者や新規農業者だけでなく、小規模・兼業農家を含めた営農支援に取り組んでいるところでございます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 町長の農業に対する気持ちもよく分かりました。ありがとうございます。

今、課長のほうから説明がありましたが、今、農業基本計画において、大体頭に入ってくることは、どうしてもその認定農業者とかというような感じの支援が多いという感じが入ってくるんですね。今回私が言いたいのは、離農する、耕作放棄をする農家に対して、その農業基本計画にはどういうものがあるのかということは、少し聞いていきたいと思うんですが、今言う小規模農家、兼業農家に対しては、営農支援を、課長のほうの回答ではしていつているということなんですけれども、抽象過ぎて、余りにも分からないんですけれども。そのことに関して、少し何か具体的なことがあれば、回答できるのなら、ここでちょっとお願いしたいんですけれども、よろしいですかね。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。新たな組織の立ち上げ、そういったきっかけづくりのための水稻機械導入の補助、そういったものも行っておりますし、小規模兼業農家を含め、地域や共同による営農支援、そういったものも取り組んでいるというところでございます。

議長 川畑議員。

9 番 余りにも具体化というところまでは分かりませんが、大ざっぱな回答で今後また進めていきたいとは思いますが、よく分かりましたので、また今後、少し質問していきますので、よろしくをお願いします。

次に2番目に、美浜の農家の現状と営農について、ちょっとお尋

ねします。

美浜の現状は、主として農業に従事する農業就業者のいない兼業農家や、農産物の販売さえしない自給的農家がたくさん見当たります。農業以外の職業を行いながら、週末農業に従事したり、残された高齢者層が引き続き農業を継続したりしています。

また、美浜の傾斜の多い中山間地域では、人口の減少によって地域の高齢化が進み、残って農業を続けていた人が、歳を取ったために農業を続けられなくなり、農業をやめてしまう人が増えてきているのが現状です。

現在、米を作るには、労働が厳し過ぎるために、やむなく断念する農家も多く、また、米価の下落によって、作るより買うほうが安価なために、耕作放棄地にしてしまう農家もいます。

美浜の農家数の現状は、2020年では、個人で経営しているのが197体、団体としては16体、合わせて213経営体になっております。そのうち、専業農家、認定農業者数は31経営体になります。また、農地を貸したい人、出し手のほうですけれども、それから、農地を必要としている買いたい人、受け手に貸出しをする農地バンク事業、福井県農地中間管理機構に貸し手として手続きしている人が344人いて、その受け手が30人いることになっております。

そこでお聞きしたいのですが、個人経営者の197人は、今も自家消費分だけを作っていて、農業機械の老朽化が進んでも新品に代えることなく、劣化して使用できなくなれば離農してしまうのか。そして、農業機械を持たない担い手に、作業委託している農家も、離農するのが多いのか。離農は農家にとってどこまで広がっているのか、その原因と現状をお伺いします。

産業振興課長
議長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

小規模兼業農家の離農の原因といったところで考えられるものはですね、1つに老朽化による農業機械の更新ができないということ。次には、田植え等の作業委託経費の負担が増えてきているということ。また、高齢化もその原因の1つと考えられますし、農地中間管理事業による担い手農家への農地集積の推進、そういうことをする

ことによって離農する、そういったケースがほとんどであるというふうを考えております。

このことから、町では地域や共同による農業経営、継続等の支援や、担い手農家への営農以上の相談対応等、小規模兼業農家の離農に対する対応をしっかりと行っているところでございます。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番
産業振興課長
議 長
産業振興課長

現状の支援は、今聞きますと、地区単位での要望や町単位の共同でなら離農しないように支援を受けられるらしいですが、個人1人が町に要望しても受け入れられないということでもよろしいですかね。

議長。

産業振興課長。

個人の要望に対しましても、現状や課題をしっかりとお聞きして、相談に応じております。はい。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

分かりました、よく。個人1人が役場の産業振興課に行って、何とかしてほしいとかという相談に上がれば、ちゃんと聞いてもらえるということでもよろしいんですかね。はい、分かりました。

次にいきます。

3番の耕作放棄をした農家の取組の後押しについてですが、離農する農家の人たちは、先祖から受け継いだ農地を、どこを頼りにして守っていけばいいのか、方法を探している人が多くいます。高齢や後継者不足のために、農家をリタイヤして、耕作放棄地にしたくないから、農地バンクに登録して、中間管理機構からの協力金や課税の軽減措置の支援を受けて、長年管理していけばいいのですが、土地改良用水管理費や固定資産税が長年かかってくると、それ自体が農家では赤字経営になり、負の連鎖として高齢者に重くのしかかってきます。

農地バンク事業に貸し出している、出し手の344人に対して、どのような現状でこうなってきたのか、また、今後、個人経営者がリタイヤして、農地バンク事業に登録するときには、町として担い手農家に分かりやすくあっせんをしていくことになるのか。行政

として、このような見直せる農家にどのような後押しをして、支援
いく取組をするのか、伺います。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

要因につきましては、先ほど申し上げたとおり、4つの要因とい
うことになるかというふうに思います。

町では、福井県農地中間管理機構が実施する、農地を貸したい人
(出し手)から農地を借り受け、農地を借りたい人(受け手)への
農地を貸し付けする手続の事務の受託をしており、現在のところ、
出し手は344人、受け手は30人というところでございます。

町といたしましては、当該機構と連携を図り、離農する農家に対
し、耕作できなくなった農地の近隣で耕作している担い手農家の情
報提供を行うなど、円滑な賃貸借契約ができるよう、支援を行って
いるところでございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

福井県の中間管理機構から、事務を全て請け負っているのは産業
振興課なんですね。ね、課長。そうですね。その後、離農するには
担い手農家にあっせんするのが一番いい方法だということを今、説
明頂きましたが、ほかに、もしそれが嫌なんやと、ほかの方法もあ
りますよという、ほかの方法というのは何かありませんかね。もう
それしかないということではよろしいんですか。ちょっとお聞きしま
す。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

現状では、担い手農家をお願いするのが一番かなというふうに考
えておりますし、中間管理機構、そういったところの契約について
は、原則10年以上となっておりますので、相対契約による短期間
の契約、そういったものをしながら、また考えていくという方法が
あるかというふうに思います。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

産業振興課のほうでそういう方法があって、見つければ、新しい

方法も今後考えていくということで、個人の所有者とかの要望があれば、考えていくということによろしいんですかね。もうちょっと。その新しい方法があればやっていくということによろしいんですか。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

あくまでも農地ということになりますので、基本的にはその農業関係ということになるかというふうに思います。

新たな方法といっても、実際農業経営者、そういったところでしか考えられないのかなというふうに思います。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

はい、分かりました。

次に、4番目の耕作放棄をした農家が売却譲渡するための取組の後押しについて、お聞きします。最終的に農地が欲しい人に売却した場合、町は個人経営者の農家や認定農業者の把握が詳しくできていると思うので、そのような農家に買主としてのあっせんはしないのか。また、最終的には個人で農家の誰かに売却や貸出し、または無償で提供したらよいと考えているのか、お伺いします。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

農地の売買につきましては、売り手と買い手の協議によるものでございます。最近では買取ニーズがない状況であることから、先ほども申し上げましたが、町としては農地中間管理事業による賃貸借契約の手続を支援しているというところでございます。

賃借料については、出し手と受け手の協議に徹底してしていただくこととなり、現状では10アール1反当たり5,000円以下となっているケースが多いですし、無償のケースも増えてきているのが現状でございます。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

農地の売買に関しては、最近、買取りがない状況だということですが、無償のケースが増えていると言っているが、農地を荒らさないために、中間管理機構を利用してもらうが、無償で提供しても、

土地改良管理費や税金がかかってくるんですよね、これは。生活が困窮している高齢者農家は、この方法しかなすすべがないということでもいいのか。今後も楽になる方法はないのか、何とかその助けられる方法は別はないのかということなんですけれども、言いたいの、土地改良管理費や税金がかかってくる分だけ、困窮する可能性があるんですけれども、その困窮というのは、もう生涯続く、売る場合でしか、対策がないということによろしいんですか。よう意味、分かりますか。

産業振興課長
議 長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

はい。実際、そこら辺については、その借り手さんとの協議ということになりますし、その料金設定においてもですね、そういった経費を含めて料金を設定するという場合もございます。

また、本当に負担になるということであれば、最終的にはその農地を手放す、そういったことに関して、実際に固定資産税もかからない、管理費もかからないということになるのかなというふうには思います。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

今、初めて分かりました。最終的には売買するという、その間に入ってあっせんする、支援をするということは、産業振興課でやってもらえるという課長の答弁でよろしいんですかね。いいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、5番目の今後の農業の未来と展望について、お尋ねします。

日本の農業従事者の高齢化率6割、農家の半分は赤字経営、800円のざるそばのうち、農家に支払えるそば代は60円。今世紀に入って、米の国際価格は5倍、食料自給率は40%にもかかわらず、農地は減り続けている現実があり、食品の値段が上がった後で、家計が厳しくなったと嘆いています。

このような状況で、日本の農業に未来はあるのか。地域から日本の農業を変えることはできないのかと思います。農業の明るい未来を切り開くのは地域であり、地域農業を支える農家であると言われていきます。

そろそろ農業の将来ビジョンを具現化しなければなりません。それをできるのは、地域しかないので、地域の農家、住民、行政が一体となって立ち上がれば、その地域だけでも確実に変わると思います。

その地域としては、まず中山間地域が立ち上がらなければならないと思います。限界集落など、現在、中山間地の未来は暗いものが多い中、その中山間地の唯一最大の資源は農業です。中山間地の未来を切り開くためには、農業は必要不可欠なのです。そしてその農業の未来が変わらなければ、中山間地の未来も変わりません。このことに、美浜の未来の農業に照らし合わせるができないか、伺います。

産業振興課長
議 長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

はい。先ほども申し上げましたが、町では、第2次美浜町農業基本計画に基づき、各種の支援事業を展開して、町の農業発展に努めているところでございます。

農業の果たす役割は、食料の供給、環境の保全、伝承文化の継承、美しい景観、防災機能、安らぎ等多面的機能を有し、私たちの生活に深く関係しています。

その中でも、中山間地の農地は、条件不利地や小区画農地が多く、草刈り作業等の作業負担が大きいことから、離農による遊休農地や耕作放棄地が発生しやすい状況にあります。

町では、平地に比べ、作業負担が大きい傾斜地での耕作を支援する中山間地等の直接支払交付金を活用し、6つの集落活動組織と2つの個人農家において、地域活動を支援するとともに、地域で農地や用排水路の保全活動に取り組む集落組織を支援する多面的機能支払交付金においても、地域活動を支援しているところでございます。

そうした取組の中、菅浜集落の棚田を有効活用した地域振興活動が認められ、棚田振興法に基づく指定棚田地域に指定されるとともに、遊休農地や耕作放棄地に、鳥獣害に強いレモンの植樹を支援することにより、農地を保全する地域活動も増えてきていると、そういったこともございます。

今後におきましても、これまでの取組を検証し、着実に農業振興

を凶ってまいりたいと考えます。

議 長

川畑議員。

9 番

6つの集落組織というのは、菅浜のことも入っているんだと思いますけれども、2つの個人農家に支援を行い、少しずつでも農業の振興を進めていこうとすることがよく分かりました。

最後にちょっとお聞きしたいんですが、小規模農家、個人の農家が、採算が合わないとして離農して遊休農地や耕作放棄地にして、何の手だてもしない荒れ果てた農地にして放置していく農家が増えていったら、町はその行為を放っておくのか、何らかの手だてをするのか、その辺、ど真ん中の田んぼやっとなる中で、もうやらのやと、そこが荒れ果てた田んぼになっても、そのことに関して、町は何か手だてをするのかということをお聞きしたいんですが、分かります、今の。

議 長

産業振興課長。

産業振興課長

町では、農業委員会と連携いたしまして、毎年農地パトロール、そういったものを行っております。耕作放棄地の発生防止、そういったところに努めているところでございます。

また、多面的機能支払交付金、先ほども申し上げましたが、草刈り作業を行い、コスモスを植栽する等、農地保全に努めている集落もございますので、そういった活動を支援していきたいというふうに考えております。

9 番

議長。

議 長

川畑議員。

9 番

今のことで、少しお聞きしたいんですが、個人の農家がもう何もやりませんよ、放棄しますよ、荒れ地にしますよという話になっても、産業振興課としては、町としては、要は草刈りとかを考えてやってもらえるという話合いをするということによろしいんですか。ちょっと今の、個人が放棄しますよと、中間管理機構も、もうやりませんよと、もうそのまま放っときます、というのは、大型機械が入れない、いろんな場合があつて、もうその田んぼだけは、もうどうしても、役場もどこもそっぽ向いて何もしてくれんでも、後継者がいないからどうしようもない。そうしたら荒れるしかない。荒れたところは、それはどういうふうに、荒れないように、町とし

て支援をしていけるということなんですかね。今の話、そこら辺をちょっとはつきりしてほしいけど。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

先ほども申し上げましたが、この多面的機能支払交付金、そういった事業については、集落で取り組んでいただいております。その中で、しっかりそういう農地をカバーしていただきたいというふうに考えております。

議長
9 番

川畑議員。

分かりました。その話合いをどこかでしていかなきゃならないということですね。分かりました。

長ったらしく話をしましたが、最終的に個人農家をどういうふうに救えていかなきゃならないかというところが、今、高齢者、70歳、75歳が、自分の親から受け継いだ田んぼをどうしようかなって、例えば、中国人に売ったら高く売れるから売りたいと言っても、それもできませんわね。外国人に売ろうとしても。そんなことはできるはずがないんやから、でも、それを何とか手放したいと思っても、手放せないという状況は、個人個人の中ではできないというのが現実あるので、そういうところを町が支援して、じゃあこういう方法があるから、こうしたらどうですかというのは、今、中間管理機構でやっている農家が、ちょっと代わりにやってもらえれば、そのまま引き継いでいくというふうな話で終わるけど、そこを何とか解決、うまく解決できる方法を今後考えていってほしいという要望です。お願いします。

それで次は、2番目の美浜の林業振興について、お尋ねします。

1番の美浜の林業の現状について。

日本の国の森林面積は、国土の3分の2に当たり、世界有数の森林国であります。その森林面積の40%が人工林になっております。森林の所有形態は小規模で零細であります。8割の森林所有者は、森林の経営意欲が低いと言われており、人工林の半分が伐採の時期に来ているのに、そのうち7割が樹木を切る意向がないのです。この原因は何か。やはり人口減少と高齢化にあると思います。

日本の山村は林野面積の6割を占め、それを全人口の3%で支えている状況であり、また過疎化、高齢化が進行して、就業人口も減

少しているため、山村における就業人口の約2割は第一次産業従事者であると言われていています。

これらの状況の中で、美浜の第一次産業の林業はどのようなものか、そして、現状は大丈夫なのか、お伺いします。

町議
町長
町長

議長。

町長。

ただいま、美浜町の第一次産業、特に林業についての現状についてのお尋ねをいただいたわけでございますけれども、これ、非常に重要なことでございますけれども、美浜町にはこの林業で生計を立てておられる林業経営者さんという個人の方はもういらっしゃらないという状況になってございます。その要因としてはですね、安い輸入木材に押されておりまして、国産材の需要が低迷しているというのが要因かというふうに思っておりますし、またこの状況はですね、本町に限らず、全国的な傾向として、林業そのものが産業として自立するには、非常に厳しい状況になっているというのが実態かというふうに思います。

しかしながらですね、林業と申し上げますか、この森林なんですね。この森林が持つ土砂災害防止とかですね、水源涵養、生物多様性の保全、こういったものを含めた多面的機能、こういう果たす役割は非常に大きいものがございまして、本町の豊かな生活を維持保全するためにも、林業そして森林は大変重要と考えておりますので、先ほど申し上げました現状を踏まえながら、国や県、関係団体と連携しながら、どう、この美浜の森林、林業を活性化していくかということについて、考えてまいりたいなというふうに思っております。

9番

議長。

議
長

川畑議員。

9番

はい、ありがとうございます。

林業経営者がいない状況の中で、林業を産業として生計を立てることは難しいという現状はよく分かりました。そんな林業家がない町として、どのように林業振興を進めるのか、難しいと思いますが、少しずつちよっと聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番目の、森林の多面的機能による望ましい森林についてですが、

森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて、国民生活に様々な恩恵をもたらす緑の社会資本と言われており、国民が森林に期待する働きは災害防止、地球温暖化防止、水資源の涵養などといった公益的機能が上位を占めています。

この多面的機能を有する森林の機能と、その機能を発揮する上で望ましい森林の姿を目指し、今後、整備保全を進める必要があります。植栽、下刈り、間伐によって、地球温暖化防止や近年の自然災害の激甚化、頻発化への対策として、間伐等の適切な森林整備を推進しなければなりません。利用期を迎えた森林が増加しており、伐採後に再造林を行うことで多面的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源の循環利用を推進することが必要であり、そのためには、苗木の安定供給が重要となります。

また、傾斜が緩く、車道からの距離も近く、育成単層林で先行的に道路網を整備する必要もあります。自然条件や社会的条件が不利な森林については、広葉樹導入により、針葉樹、広葉樹を混ぜた育成複層林へと効率的に誘導していくことです。

また、原始的な森林生態系や、稀少な生物が育成、生息する天然生林は、適切に保存していくことです。

この望ましい森林の姿が美浜の姿なのか、どのように事業を展開していくのか、少しお伺いします。

産業振興課長
議 長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

まず、森林の公益的機能を損なわないことを前提に、森林資源を持続的かつ効率的に利用していく道を追求していく必要があるというふうに感じます。また、これから先、木材需要の変化や森林、林業従事者の長期的推移も考慮して、どのような森林管理、林業が望ましいのか、将来世代にとって無理がないかを考えていく必要があると考えます。

町では、現在策定中の森づくりプランに基づき、森林の公益的機能の強化による防災・減災として、川際の危険木伐採や、深根性の広葉樹の植栽による地力強化対策、また、森づくりの担い手の確保と育成、地域全体で取り組む、森、山、地域づくりにおける苗木育

成や植林体験など、環境教育を通じた森とのふれあい事業等を展開していききたいと、こういうふうと考えております。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 多面的機能を有した山林は、林家に様々な恩恵をもたらすのであれば、森づくりプランは絶対必要であると感じます。林家に無理のない森林管理の提供ができるのであれば、今後考えていってほしいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、3番目の森林整備事業の経営者について、お尋ねします。

美浜の林家数の現状はどのようになっているのか、また、森林の多面的機能を発揮するための経営者は役場独自でやるのか、他にどのように経営体があるのか、また、どのような経営形態になっているのか、お伺いします。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 美浜町では、さきの質問でもお答えしたように、林業を生業としている林業経営者はいない状況でございます。森林の多面的機能を発揮させるための経営体として、森林組合が地権者の了解を得て、森林管理等を行っております。今後は、森林組合を中心に、担い手の確保も含め、支援を行っていききたいというふうに考えます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 今ちょっと言われました、森林組合は林業経営者ではないんですかね。そこをちょっと教えてください。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 森林組合は、林業の経営事業者ということになり、経営者、経営事業者ということになります。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 先ほどから、林業経営者はいないという話をしているのに、森林組合は林業経営者ではあるということですね。では、美浜には林業経営者は森林組合1つあるということではよろしいんですかね。その

辺、ちょっと確認だけ。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

嶺南森林組合というまとまりでの事業体ということでございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

ちょっと分かりません。回答が分からん。要は、美浜には嶺南森林組合があるということいいんですか。それは、それは、林業経営者であるということ認識すればいいんですかね。よろしいですか。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

分かりました。分かりました。

もう1つ。担い手ができるまで、林家の担い手ができるまで、町では森林組合に全てを委託することが一番いいということで、それも思っているんですかね。要は、担い手が今、林業経営者がいないというけど、林業経営者は森林組合であるということ今言われましたわね。森林組合に全部委託していけば、林家は助かるということで、委託すればいいということ思っているんですか。役場の、町では。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

今、現状としましては、その森林組合しか考えられないと。県内では業者はおりますが、その嶺南域ということになると、森林組合がその対象事業者ということになります。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

個人の所有者は、じゃあ今後、森林やらそういうもう山のことにしましては、森林組合に管理を任せていければいいということいいんですね。ちょっとそこら辺の考え。個人の所有者、山を持っている個人の所有者は、美浜町においては、森林組合にお願いしていけば何とかできるということよろしいんですか。管理は。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長　　そこを、管理をお願いするには、当然お金もかかるということでございますし、森林組合に相談されるという流れかなというふうに思います。

9 番　　議長。

議　長　　川畑議員。

9 番　　いや、相談というのか、それは役場が間に入ってあっせんして、話をしてやるということは、一番大事なことなんですけれども、それはしてもらえるんですね。

議　長　　産業振興課長。

産業振興課長　　今の森林に関しましては、今、そこを町が入ってですね、今するような体制には、今なっておりません。

9 番　　議長。

議　長　　川畑議員。

9 番　　はい、分かりました。ありがとうございます。

　　今後また、いろいろと相談しながらやっていかなきゃならないということですね。はい、分かりました。

　　次に、4番目の新たな森林経営管理制度の導入について、ちょっとお尋ねします。

　　2018年5月、森林経営管理法が成立し、2019年4月から施行されました。同法により、森林の適切な経営管理について、森林所有者の責務を明確化にするとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある森林経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度が措置されました。

　　森林の経営管理は、これまで森林所有者自ら、または森林所有者が民間事業者等に経営委託し、実施されてきましたが、同制度では市町村が主体となり、適切な経営管理を図るといった、従来の制度とは大きく異なる計画となっています。

　　また、我が国の私有林では、相続に伴う所有権の移転登記がなされないことなどから、所有者の不明な森林が発生しています。2017年度に地籍調査を実施した地区における土地の所有者について、国土交通省が集計した調査結果によると、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかった土地の割合は、筆数ベースでは28%を超える結果となりました。これらの森林には、境界の明確化も進ま

ず、森林の経営管理、道路網整備に支障を生じさせ、適切な経営管理が行われない事態も発生しており、さらに所有者不明や境界不明確といった課題への対応が必要となっているのです。

このような状況を背景として、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぎ合わせて、所有者不明森林等にも対応する仕組みとして、森林経営管理制度が導入されることとなったのです。

美浜町では、森林経営管理制度が開始されましたが、これは経営管理が行われていない森林について、森林所有者の意向に応じて、町が仲介役となり、所有者と林業経営者をつなぐこととなると聞いていますが、どのように運営されているのか、お伺いします。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

はい。森林経営管理制度におきましては、天然林のエリアは対象外ということになっており、造林や植林地で施業履歴がある地域を対象としているものでございます。今後、制度に基づき作業を進めていくために、対象地域の中で、森林所有者の意向調査を実施し、適切に対処していきたいというふうに考えております。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

造林や植林地でないと対象とならないと言っていますが、天然林のほうが境界確認が分かりづらいと思うのですが、そのところはもう放っておくしかないということではよろしいんですかね。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

現状といたしますと、天然林の部分については、今、維持をしていく、新たにそこで拡大するような流れではなく、維持する流れしか今ないのかなというふうに考えております。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

足を踏み入れない森林がそういうことで多くなって行って、境界が分からないという状況が、天然林でも発生するのは、もうこの時点で分かりますよね。でもそれを、人工林と併せて何とかやっていくということは、今後考えて行ってほしいと思いますし、個人の山林を持っている所有者は、何とかしてほしいということは、絶対に

言うてくると思いますので、その辺もちよっとひとつ、頭の中に入れておいてほしいということで、ぜひともお願いします。

次、5番目の個人による森林経営管理制度事業を利用するには、お聞きします。

美浜の個人森林所有者の現状は、切実に後継者のいない林家として、先祖から受け継いだ森林があり、個人経営で森林を維持管理していくには、これだけの高齢化社会であるがために、大変な思いで管理をしている現実があります。また、森林に精通している地元の経営者が高齢化により少なくなり、土地の境界が不明瞭となってきました。後継者が山に入っても分からない状況にあるのが現実です。

この解決として、森林経営管理制度事業を利用して、町が仲介役となり、土地の境界や作業確認と、所有者と林業経営者がつなぐ経営管理を個人として要望できるのか、伺います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

はい。境界確認でございますが、現在、国の事業を活用し、平成28年度から要望のあった集落単位で行っております。といったことから、個人単位では実施をしておりません。

経営管理につきましては、森林所有者に施業意欲が、意思がなかったり、森林所有者の特定が困難で、管理不十分な森林が今後も増えることが予想されることから、経営や管理が適切に行われていない森林については、所有者の意向を踏まえ、町のプランに基づいて対応を検討していきたいというふうに考えます。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

今言われたように、個人単位では実施してということですが、集落単位にするには、どのような方法で集落単位に、その個人さんがどうしても困っているけど、集落ではなかなか分からない。その集落単位でやらなきゃ駄目だというような話なら、どういうふうな方法で集落単位でやれるのかという方法は、何かありましたらちょっと教えてください。

産業振興課長
議 長

議長。

産業振興課長。

産業振興課長 あくまでも所有者の意向ですね。境界立会いの地区全体の協力が
必要です。個人で言うても、結局はその周りの立会いがなくては、
その境界確認というものができませんので、やはりその地区で体制
を整えていただきたいというふうに考えます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 分かりました。

そのときにも、町が、町の産業振興課としては、今、仲介役とな
って中に入っているいろいろ指導してもらえるとこの話でよろしいんで
すかね。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 一応、区長会でも以前、お知らせをしておりますが、集落単位で
取り組んでいただきたいというようなお知らせをしております。それ
で今、実施の集落がございますので、そういう形で対応していただ
きたいと思っております。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 分かりました。ありがとうございます。

次に、6番目の個人所有者による森林を売買するための取組の後
押しについてですが、高齢による後継者としては、もう無理がある
場合、最終的に林地を欲しい人に譲ってしまいたい場合、行政は個人
経営者の林地や林業経営者の把握が詳しくできると思うので、そ
の林家に買主としてあつせんはしないのか、最終的に林家の誰かに
売却や貸出し、または無償で提供したらいいと考えているのか、ど
ういうふうに考えているのか、お伺いします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 現在、引受けとなる林家や林業経営者がいないということござい
ます。町内間でのあつせん等は困難な状況だというふうに考えます。
今後は、所有者の意向等を確認しながら、プランに基づき、森林経
営管理制度の利用を検討したいというふうに考えます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 森林経営管理制度というのはいいい制度だと思いますが、森林組合、嶺南森林組合という経営者がいるとすると、その森林組合に全部任せて、管理制度の導入を町が検討していけば、個人の、山を持っている個人のその所有者は、もう少し楽になるのじゃないかと思うんですけれども、要は町が森林組合にあっせんして管理をお願いしていくというようなやり方というのは、考えてないんですかね。今後はできませんかね、そういうこと。そうすると、個人の山の所有者は楽になっていくということは、もう目に見えて分かるんですけれども、その考えはないですか。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

あくまでも森林組合などに管理を委託してですね、森林に手入れが入っておれば、木材の価格が上がる。木材として搬出できる環境にあれば、経営として成り立つということも考えられるかなというふうに思いますが、これを町がお願いするというのは、あくまでも経営管理制度にのっかってですね、実際に以前、手を加えた森林であるということ、それから進めていく上においては、意向調査を実施して進めていく、そういった流れになります。

9 番 議長。

議 長 川畑議員。

9 番 難しいね。この話をしますと、大変難しいと思いますわ。でも、個人の山を持っている人は、もう大変な目に遭っているということはいろいろ聞きますので、何とかしてやってほしいというのが気持ちなので、何とかお願いします。

次にいきます。7番。

森林環境譲与税についてですが、森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は、広く国民一人一人が恩恵を受けるものであります。

このため、自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、税制改革において市町村が実施する森林整備に必要な財源に充てるため、森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税が美浜町にも国から入ってきております。現在、

基金として積み立てていますが、どのように使っていくのか。美浜町の林業振興になるように使っていけるのか、伺います。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

森林環境譲与税を有効に活用するため、現在、学識経験者をはじめ、森林、林業等の関わりの深い有識者らで構成する、美浜町森林管理検討委員会において、本町の森づくりの指針となりますわかさ美浜町森づくりプランの策定を進めているところでございます。

今後はこのプランに基づき、森林の公益的機能をはじめ、森づくりの担い手の確保と育成や森林所有者の意向を踏まえた経営管理など、優先順位を定めて継続的に実施をしていきたいというふうに考えます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

美浜の森林を考えると、森林譲与税の使い道は、優先順位をしっかりと決めて実施して行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

第一次産業の林業とよく言われますが、町の面積の半分以上を占める山林の開発振興は、大変難しいです。高齢化社会では、もう待ったなしで具体化しての計画が必要な時期に来ております。個人の林家が弱者にならないように、今後のプランに期待します。よろしくお願いします。

農業振興、林業振興、抽象的な話になってしまいましたけれども、個人の農家、個人の林家は、後継者不足に悩みながら、どうしたらいいんやろうというような話が、いっぱい話が出ています。それは、個人個人ではなく、できましたら役場の産業振興課の窓口にいろいろな手段がありますので、方法を選んでくださいとか、そういうことの話ができるように、今後もちよっと、弱者というのか、そういう弱者に手助けをできるようなことをお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長

以上で、川畑議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

なお、6日、月曜日は、午前10時から予算決算常任委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

(散会宣言 午後2:38)

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和4年6月16日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年6月16日 午前10時12分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第3回美浜町議会定例会会議録(第3日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号)) ○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について) ○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) ○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号) ○ 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約について 			
議員提出議案 の 題 目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美浜町議会会議規則の一部改正について ○ 福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会の設置について ○ 保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について 			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	兼田 和雄 議員	13番	藤本 悟 議員

令和4年第3回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和4年6月16日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 39号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号))
(討論・採決)
- 日程第 3 議案第 40号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
(討論・採決)
- 日程第 4 議案第 41号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
(討論・採決)
- 日程第 5 議案第 42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第 6 議案第 43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第 7 議案第 44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第 8 議案第 45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第 11 議案第 48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 12 議案第 49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 13 議案第 50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)

- 日程第 14 請願第 1 号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、
保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を
求める請願書
(討論・採決)
- 日程第 15 議案第 51 号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 16 発委第 2 号 美浜町議会会議規則の一部改正について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 17 発議第 4 号 福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会
の設置について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 19 議員派遣について

令和4年第3回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和4年6月16日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 追加日程第 1 発委第3号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

議長

本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:12)

議長

ただいまより、令和4年第3回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

2番 兼田和雄君、

13番 藤本 悟君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号))から日程第14 請願第1号 保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書までを一括して議題といたします。

去る5月31日、各常任委員会に審査の付託いたしました、議案及び請願の審査結果報告を各委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

高橋予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年6月6日午前10時から、美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、5月31日に本委員会に付託されました議案7件の審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号））。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、がんばる農業者応援事業1,479万円及びがんばる漁業者応援事業301万円であるが、利用者に対して広く浸透、活用させるための広報の手段はどうなっているのか。

回答、実施に当たっては町が行うが、農業関係については耕作者を反別に分けて金額を算定し、漁業者については組合で購入した燃料を対象に組合に補助金を支給する考えで進める。

意見、行政は申請を待つ側であり、広報が不十分で申請が少なければ予算が活用できないので、申請しやすい広報に努力してほしい。

質疑、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業2,333万円だが、対象世帯を215世帯と見込んでいるが、年間どれくらい増えているのか。

回答、令和3年度と4年度を個人で比較すると、新たに非課税となった方は約130人、転入者は約70世帯、合わせて200人とした。家計急変者については、令和2年度の介護保険料のコロナ減免が15人であったため、合計215人として予算を計上している。この給付金は個人ではなく、世帯に支給されるものであり、人数はこれより減ると思うが、現時点で税務システムでは非課税世帯の抽出ができないことと、国は速やかに支給するようというのを踏まえると、予算上不足するわけにはいかないなので、マックスの数字で計上した。

質疑、がんばる美浜人応援商品券発行事業9,783万円だが、美浜町独自の施策だと思うが、他の近隣自治体の状況はどうか。

回答、若狭町のわかさ割、敦賀のつるが割など、同様のものが出ているが、これらはスマホを扱って割引をとりに行ける条件が整わないとできない。美浜町では、コロナで困っている部分への支援が美浜町内全てにしっかり行き渡るようにという趣旨で商品券発行事業にしている。

質疑、この事業にシステム構築業務委託料150万円が含まれるが、どのような業務委託なのか。

回答、システム改修ということで、対象者の抽出、確認書や申請書の修正、資格変更者の抽出、セットアップ作業、マニュアル作成と操作説明等を委託する内容である。

質疑、それらはシステム構築ではなくてデータ整理だと思う。200世帯の抽出に150万円もかけてシステムを改修するのは無駄だと思う。

回答、美浜町だけがこのシステム改修を委託しているわけではなく、他の市町の状況を見て査定しており、高度な技術が必要であることと、間違いは許されないので専門業者に委託するのが適切だと考えている。

質疑、この類いのシステム改修を実施するたびに、高額な委託料を払っているわけだが、そんなに難しいシステムでもないように思えるが、どう考えているのか。

回答、国の制度が変わるたびにこのような経費がかかっており、問題視しているが、まずは各自治体間のシステムの統一化が大事だと思う。しっかり統一が図れるよう、いろいろな団体、県、国とも協議していきたい。

意見、地方活性化のキーワードはデジタルだと思うが、全国的にデジタル人材が大幅に不足している。システムの共通化は必要だが、時間がかかる。まずは簡単なシステムは自前でつくれる、自前で改修できるという人材と体制を確保、育成していくことがこれからの町の活性化の絶対条件になると思うので検討いただきたい。

質疑、がんばる農業者応援事業1,479万円では細目書が基礎になると思うが、水稲だけではなく、それ以外も合わせた面積での支払いになるのか。

回答、水稲だけでなく、その他耕作されている農地全ての面積で算定する。

質疑、肥料代が7割から9割値上げということで、かつ米価も下がってくることになれば、農家の大打撃になるが、今後のその辺の読みはどうなのか。

回答、今回は肥料の急騰分を織り込んで支援の中に算定しているが、今後も肥料、飼料の高止まりが続くと考えられ、国の抜本的な対応の状況を見ながら皆さんとともに議論させていただきたい。

質疑、肥料や飼料の高騰が今後も続くようであれば、財政調整基金の取り崩しが進むことになり、別の財源をしっかりと確保する必要があるのではないか。

回答、必要であればまちづくり基金もあるので、それらを有効に活用したい。

質疑、がんばる漁業者応援事業301万円は燃料油補助ということだが、これにはガソリン、軽油、潤滑オイルを全部含めるという考えなのか。

回答、水産関係で大量に使われているのはディーゼル燃料の軽油ということで、今回は軽油のみを対象にしている。

議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から総務費でございます。

質疑、エネルギー環境教育体験館運営事業の展示充実検討業務委託料297万円であるが、どういったことを検討し、どういう業者に委託するのか。

回答、2050年カーボンニュートラルということで、脱炭素に関わる取組が進んでおり、正しく理解していただくため、展示のコンセプトと展示の方法について、業務委託の中で検討していきたい。業者については今回の予算を承認いただいてから検討していきたい。

質疑、今後もカーボンニュートラルの動向に応じた展示物が必要になり、経費がかかると思う。委託しなくてもふだんからエネルギー環境や課題に向き合っている職員の発想でやれるのではないか。

回答、職員もしっかり考えてはいるが、知識の面で限界があり、検討委託業務の中でしっかり考えていきたいと考えている。

質疑、応援人口創出事業215万円であるが、パートタイム会計年度任用職員の費用になっているが、どういったことをやるのか。

回答、町内の情報発信業務を担っていただく地域おこし協力隊員1名を採用し、町の食、人、行事等の記事を作成して、SNS、インスタグラム、また、今後整備する予定のアプリ等に発信していきたい。

質疑、美浜暮らしトライアル事業73万円は実施期間が数年で、募集枠が30名、参加費も無料だが、どういった時期にこの事業を

やるのか。

回答、この事業は、例えばお父さんの休みがとれたときとか、子供さんの夏休みを使ってとか、御家庭によって異なるニーズに対して1家族だけでも受け入れられるような通年型として対応していきたい。募集については、町のホームページはもとより、各種移住・定住サイト、福井のUターンセンター等を通じて行いたい。

質疑、移住・定住促進事業46万円であるが、例えば新婚生活応援事業として最大40万円の助成があり、それには前年の夫婦合計所得が400万円未満という制限がある。美浜に住んでほしいから補助制度があるのに、これほど厳しい制限をかけるのはおかしいのではないか。

回答、この制度は、国の地域少子化対策重点推進交付金を受けて創設されたもので、少子化対策を推進すると同時に、経済的な支援も目的としており、国から30万円の補助を受けるには所得制限が設けられており、町独自の対策として10万円上乗せして補助上限額を40万円としている。何らかの事情で申請件数が少ないようであれば、制度の在り方を検証していかなければならないと考えているが、今年度の執行状況を見定めた上で検討させていただきたい。

意見、昨年もブライダル関係や婚活の関係で予算を組んだが、応募が皆無だったと思う。その背景には制度的に何か使い勝手が悪い部分があると思うので、精査して次年度にはバージョンアップするような形にしていただきたい。

質疑、二酸化炭素排出抑制対策事業の委託料223万円であるが、町の地球温暖化対策の実行計画は既にあり、それが改定時期にきているのか、それとも別の理由で改定する必要が生じて来たのか。

回答、令和2年に国が2050年カーボンニュートラル宣言をして、それを基本理念とする地球温暖化対策推進法が昨年改定され、町のほうも改定時期になっている。また、令和元年度から2年度にかけて、庁舎の総合改修工事を行い、空調等を改修し、CO₂の削減を図っているところであり、その結果を踏まえて、今年度の役場としての事務事業として削減対策を行う。

民生費から商工費でございます。

質疑、園芸育成支援事業1,000万円であるが、この技術型ハ

ウスはどこにできるのか。

回答、予定しているのは和田集落の近くで、既に6棟あるハウス周辺に4棟の増設を計画している。

質疑、電池推進遊覧船活用地域啓発業務委託料792万円は、どこに委託してどういった啓発事業をするのか。

回答、委託先は指定管理が決まった後の運営会社を予定しており、内容は地域住民のための施設見学会及び試乗会で、若狭町も同時に予算計上しており、両町の住民を対象に開催する。もう一つは観光事業者等を対象にしたモニターツアーを予定している。三方五湖周辺の観光資源をうまく組み合わせて、魅力ある周辺ツアーの立ち上げにつなげたい。

質疑、観光マネジメント業務委託料440万円であるが、これはどういうものか。

回答、昨年度、観光振興計画を改定したが、絵に描いた餅になってはいけないという意見も多くあり、その中の具体的なアクションプラン67項目について、専門家を交えて着実な実行を図るものである。

土木費から教育費でございます。

質疑、美浜町高島市間道路整備効果調査検討業務委託料1,507万円であるが、調査を委託し、入込み客数や交通量等の検討結果がしっかり出るのか。

回答、令和2年の一部業務調査で概略の予算等も算出したが、交通量推計や観光、物流、産業等にどうリンクさせるかの方向性を示すことができずにいた。今回は広域交通ネットワークが整備された後に、時間的な短縮、交流人口の拡大に伴う観光を含めた経済効果等の整備効果について、ビッグデータ等を用いた詳細な調査を考えている。

質疑、町営住宅改修事業5,440万円であるが、主に外構や長寿命化の補修費と思うが、高齢化が進む中で上層階から1階に変わりたい人が増えている。町として今後も3階建ての住宅を続けていくのか、高齢者が利用しやすい低層階の住宅に切り替えていくのか、長期計画の見直しが必要だと思うが、どう考えるのか。

回答、頂いた意見を参考に、今後新たな長期展望を検討していく。

質疑、西郷健康ひろばのグラウンドゴルフ場の芝が長く育ち、プレーがしづらいが、管理はどこがやるのか。

回答、西郷健康ひろばの屋内と屋外の業務委託に関しては、美浜町のシルバー人材センターに委託している。また、グラウンドゴルフ場に関しては、シルバー人材センターに所属するグラウンドゴルフ協会の会員に芝刈りも含め、会場の施設管理の一切を委託している。

質疑、町内の幾つかのカーブミラーの向きがずれており、職員が修正に出向くというが、業者委託できないのか。

回答、町内で数か所あると聞いて、先週から職員が手分けして修正しており、壊れたものは業者に工事等の依頼をする。

質疑、町民レガッタ事業123万円であるが、久しぶりに従来規模での開催になるのか。

回答、10月15日、16日を考えており、コロナ禍での運営を想定して、町ボート協会と協議を重ねている。

質疑、全国市町村交流レガッタ事業411万円あるが、久しぶりの開催を期待しており、ボートの町美浜を全国にアピールできる貴重な機会である。よい成績を残したいが、そのためには交通手段と宿泊方法をしっかり考えてほしいが、どう考えているのか。

回答、9月23日から25日に、茨城県潮来市で開催される予定であるが、東京までは新幹線、そこから先はバス移動とし、出場選手にはできるだけ負担のかからない行程を考えている。

質疑、北前船の日本遺産登録に関して、既に40を超える自治体が登録されている。越前町、敦賀市、小浜市などが先行しており、登録だけなら埋没してしまう可能性があるのではないか。観光ビジョンはあるのか。

回答、一つの構想として、早瀬にレイクセンターが出来上がる。そこは遊覧船の発着場やサイクリングやグラスボート夜間イルミネーションをつけながら船で遊ぶ。さらには、三宅彦右衛門商店、布絵の渡辺さんの展示館、そして、千歯抜きや子供歌舞伎等の文化遺産があり、周遊、滞在してもらおう可能性を秘めている場所なので、貴重な文化財が展示できるところをこれから考えていかねばならないと考えている。

質疑、早瀬地区は非常に空き家が増えている状況だが、街並みをどう残していくのかも課題に入れた取組が必要ではないか。

回答、北前船の日本遺産登録はチャンスである。街並みの景観保全も含めて観光での活用を考えていきたい。

歳入関係全般。

質疑はありませんでした。

議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号)。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、東部診療所は正職員の常勤の先生だが、丹生診療所は不定期で先生が変わる状態である。丹生診療所も東部診療所のようにできないのか。

回答、東部診療所の医師は町の正職員だが、丹生診療所の医師は月曜日と水曜日は木村病院からの派遣、金曜日については県紹介の医師に来ていただいている。以前は丹生診療所も自治医大から派遣されていたが、全国的に医師不足で、県のプール制度等を利用して県から派遣してもらっている。

質疑、丹生診療所が将来的になくならないかを心配するお年寄りが多いが、その辺りはどうなのか。

回答、丹生診療所は東地区の医療体制に欠かせないところであり、敦賀半島唯一の医療機関として引き続き県へ医師派遣を要請していく。

質疑、月、水、金と飛び石診療で不都合は感じないのか。毎日にしてほしいという希望はないのか。

回答、1週間のうち2.5日の診療体制は数年前から変わっておらず、周知されている。それ以外の曜日は東部診療所や敦賀などの病院等に行っていただくか、夜間など、緊急の場合には救急を呼んでいただいている。

議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正

予算（第1号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算（第1号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

（1）議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号））は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（2）議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

（3）議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（4）議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（5）議案第45号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（6）議案第46号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（7）議案第47号 令和4年度美浜町上水道事業会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午後2時57分本委員会を閉会しました。

議長

これをもって、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。
予算決算常任委員長の報告は終わりました。
ただいまの報告に対して質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告はこれで終わります。
次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。
兼田総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長

ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告を行います。
令和4年6月7日午前10時から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開催し、5月31日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。
当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

始めに、議案の説明は、去る5月31日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された点、主な点について申し上げます。

1、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例等の一部改正する条例の制定について）。

質疑、固定資産税関係の熱損失防止改修が行われた既存住宅に関わる固定資産税の減額処置の拡充の説明の中で、既存住宅とは新築ではなく、既存の建物をリフォームした場合により減免措置が受けられるということか。

回答、今まで既存住宅の基準では、窓、天井、壁、床などを断熱化するリフォーム改修工事が対象だったが、今回の改正では、それに加えて太陽光発電や高性能エアコン、給湯器などを設置するリフォーム改修工事が追加された。120平米までの住宅部分の税額3分の1を翌年度減額する措置となっている。

質疑、改修工事では、窓、天井、壁、床の工事が対象になるのだが、このうち絶対必要な必須項目はあるのか。

回答、窓の断熱性を高める工事が必須項目となっている。

質疑、手数料条例関係の固定資産課税台帳の記載事項の証明書の

交付等に関わる処置の説明の中で、人の生命、または身体に被害を及ぼすおそれがあると認められた場合においては、DV等が該当することだが、詳しく説明を求める。

回答、相手方に所在を知られてはいけないDV被害者がいた場合、その被害者が持っている資産の証明書等を発行するときには、そのDV被害者の所在を加害者側に知られないように配慮した上で発行することである。

証明書内容は、美浜町に所有している財産として出すのだが、住所等を加工して相手方に分からないようにする形で発行する規定を今回の手数料条例で正式に定めるためである。

質疑、土地に係る固定資産税の負担調整措置の説明の中で、景気回復に万全を期するため、地価が急激に上昇した場合にあっても、税負担の上昇が緩やかなものになるように、課税標準額を調整する措置だが、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、通常5%の評価額を2.5%に抑えられているのは町税収入からすると減収になると思うのだが、その減収になった分は国からの財政補填されるのか。

回答、令和4年度で本町では約15筆で税額2,500円ほどと試算して課税しているが、この額については交付税算定の際の基準金額となり、国から交付税措置がなされるということである。

2、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

質疑、基礎課税額に係る課税限度額の引上げに対して、医療給付費及び後期高齢者支援課税額の課税限度額を現行99万円から改正後102万円になり、3万円引き上げられるが、今回の引上げに対する町民の影響をどのように予測しているのか。

回答、国の制度設計上、最高限度額まで達する対象者を総加入者の0.5%から1.5%台におさまる形で設計している。現行の99万円課税限度額だと1.6%を超えるので、超えない試算をした結果、102万円となった。これを美浜町に当てはめると、加入世帯が1,231世帯中19世帯、1.543%の世帯に影響が出てくる。これは19世帯で27万円の国民健康保険税が増額となる措置である。

質疑、限度額が上がるということで、国民健康保険事業の財源は増えるのか。

回答、所得の多い方が応分の負担をするという制度なので、その分が増えてくる。

質疑、最高限度額が上がるということで、軽減措置を受けている人の影響を受けることはないのか。

回答、多い方のみ影響があり、軽減処置については従前どおりである。

3、議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

質疑、個人町民税関係の上場株式の配当所得等の所得税と個人町民税の課税方式の一致の説明の中で、これまで所得税と個人町民税で異なる課税方式を選択して、国民健康保険税や70歳以上の医療費の自己負担割合を抑えられるケースがあったと思うが、所得税と町民税の課税方式を打ち立てることで、これまでの制度を利用して、その税負担や社会保険料の負担が軽減されていた方にとっては制度を利用した軽減対策ができなくなるということか。

回答、そのとおりである。株式の譲渡所得、配当所得は分離課税という方式であり、その中で完結しており、個人の住民税側の申告に反映されていないということである。今回の改正において、分離課税ではなく、総合課税を選択し、配当控除を受ける場合には住民税申告不要制度を利用して、住民税の申告をしないということができなくなったということである。令和4年度の申告でこの制度を選択されていた方が町内で9名、うち住民税の影響者数は8名である。影響額的には29万4,300円になる。住民税側については、株式等譲渡所得割交付金で美浜町に交付金として配当されているので、個人の所得という形での反映はされていない。そのため国民健康保険税等に反映させることができなかったということである。

4、議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、新型コロナウイルスの感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の説明では、減免の対象期間を延長するものだが、この減免の措置によって財源が減った分は自治体ではなくて国が責任

を持って財政支援を行っていくのか。

回答、そのとおりである。100%ではないが、計算式により、国民健康保険税の減免の状況に応じて、保険税減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上で、大きく影響があるなら10分の10の支援である。1.5%から3%未満なら10分の8になり、1.5%未満なら10分の4という形になる。去年の減免額が101万4,000円であるので、昨年度需要額1.5%未満ということになり、減免額は10分の4という形で国が補填する措置となっている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(美浜町税条例等の一部改正する条例の制定について)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(4) 議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時41分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

中牟田産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年6月9日午前10時から、美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席の下に本委員会を開催し、5月31日に本委員会に付

託されました議案 1 件と請願 1 件についての協議を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、総務課長、健康福祉課長及び課長補佐の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

始めに、議案の説明は、去る 5 月 31 日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

1、議案第 50 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業収入等の減少が見込まれる第 1 号被保険者の介護保険料の減免の対象期間を延長するもので、これには賛成するが、減免措置に対する国からの財政支援はどれだけの割合になるのか。

回答、財政支援の対象となる保険料の取扱いについては、本町の場合、65 歳以上の方、町の第 1 号保険料の賦課総額に対し、第 1 号保険料の減免見込み額の占める割合が 1.5% 未満である場合に該当するため、減免総額の 10 分の 4 相当が特別調整交付金として入る予定である。昨年度については、1 年前の同時期には 10 分の 4 のみとしていたが、昨年 12 月に残りの 10 分の 6 についても介護保険災害等臨時特別補助金が入るよう変更となっており、令和 3 年度は 10 分の 10 相当額が財政支援されている。

質疑、事業収入の減少がどれくらいになると減免になるのか。事業収入等の中には事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入があるが、いずれかの収入の減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であることと、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が 400 万円以下である場合に該当する。減免割合はその前年の合計所得額が 210 万円以下は 10 分の 10、210 万円を超える場合には 10 分の 8 となる。

質疑、町ではこの減免対象者は何人いるのか。

回答、令和 2 年度は 15 名、令和 3 年度については 9 名が対象となった。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたしま

す。

(1) 議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。続いて、請願について協議がなされました。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書。

始めに、紹介議員の河本 猛議員から請願の説明を受けました。また、請願者団体であるよりよい保育を！福井県実行委員会の橋詰喜代枝氏から補足説明を受け、質疑に入りました。質疑終了後、請願について協議を行いました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見、自治体の努力で手厚い公的保育を実現している美浜町でも保育士のなり手不足や正規職員での保育士の確保という課題は存在している。国が財源を確保して、保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を図れば、美浜町のように自治体が独自に負担してきた部分が緩和されることになる。負担軽減を受けた部分をさらなる保育施策の充実に充てれば、町民にとっても、未来を担う美浜の子供たちにとっても利益になる。全国の保育士が美浜の保育施策に注目し、子育て環境に魅力を感じる町であってほしい。国の配置基準よりも手厚い保育を実現している美浜町の議会から国に意見書を提出することで、町民だけではなく、他市町からも評価される議会になるのではないかと考える。請願を採択し、意見書を提出すべきだ。

意見、少子高齢化の問題で、少子化の流れは子育て環境が悪いと改善しない。この保育制度の充実を実現してもらいたい。

意見、今回の意見書については日本の保育制度を変えていく形であり、賛成する。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書は、全員賛成をもって採択することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時14分本委員会を閉会いたしました。

議長

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。
産業厚生常任委員長の報告は終わりました。
ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、産業厚生常任委員長の報告は終わります。
これより、討論を行います。
議案第39号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。
これから議案第39号を採決いたします。
本件に関する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

全員起立であります。
よって、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度美浜町一般会計補正予算(第1号))は、委員長の報告どおり可決されました。

議案第40号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。
これから議案第40号を採決いたします。
本件に関する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

全員起立であります。
よって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立多数であります。

よって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号について、討論はございますか。

河本議員。

7番

河本猛です。

私はただいま討論の対象となっております、議案第42号 令和
4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)に対して反対する立場か
ら討論を行います。

令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それ
ぞれ2億2,229万4,000円を追加し、総額を90億2,87
9万9,000円とするものです。

農林水産業費や教育費、個別の事業の中には北前船日本遺産登録
事業など、必要性を認める事業があります。しかし、これまで不要
不急の箱物であるとして一貫して反対してきた道の駅やレイクセン
ターの外構工事などの予算が計上されています。

また、エネルギー環境教育体験館運営事業にカーボンニュートラ
ルに関わる展示充実検討業務委託料として297万円が計上されて
います。エネルギー環境教育体験に携わる職員がいるわけですから、
カーボンニュートラルに関わる展示充実の企画提案ぐらいはできる
はずです。一般財源を使って展示充実業務を委託するような無駄な
予算は使うべきではないと考えることから、本議案を認めることは
できません。

以上、議案第42号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長

ほかに討論はありますか。

(なしの声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第42号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第43号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第44号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 5 号 令和 4 年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 4 6 号について、討論はございますか。
(なしの声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、議案第 4 6 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 6 号 令和 4 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 4 7 号について、討論はございますか。
(なしの声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、議案第 4 7 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 7 号 令和 4 年度美浜町上水道事業会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 4 8 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから、議案第 4 8 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 8 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書は採択することに決定いたしました。

これより、追加提出議案を上程いたします。

日程第15 議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約についてを上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

ただいまは、美浜町一般会計補正予算の専決処分の承認を初め、12議案につきまして、慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約につきましては、去る6月8日に制限付き一般競争入札を行い、落札者が決定いたしましたので、請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事は既に完成している建屋とそれに附帯する栈橋をつなぐ通路シェルターや憩いの場となるウッドデッキ、にぎわい広場などを整備し、来春のレイクセンター開業に向けた準備を進めるものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案表題部分についてのみとし、ほかは省略したいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみをお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約につ

いて。

令和4年6月16日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

全員協議会室のほうへ移動ください。

(休憩宣言 午前11:16)

(再開宣言 午前11:45)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、追加提案の議案については、既に提案理由の説明は終了し、さきの全員協議会において協議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第15 議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

河本議員。

7 番

河本猛です。

私はただいま討論の対象となっております、議案第51号 美浜町レイクセンター建築外構工事請負契約に対し、反対する立場から

討論を行います。

私は、レイクセンターの予算や計画については一貫して不要不急の箱物であると反対してきましたので、今回の建築外構請負契約についても認めることはできません。

以上、反対する理由を述べまして、討論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 それでは、討論を終わります。

本件は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 発委第2号 美浜町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長、竹仲良廣君に趣旨説明を求めます。

竹仲良廣君。

議会運営委員会委員長

発委第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び美浜町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年6月16日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、竹仲良廣。

美浜町議会議長、山口和治殿。

提案理由、議員活動の協議の場としてプロジェクトチームを明文化し、公共的かつ効果的な議会運営を行うための規定を整備したいので本案を提出する。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則。

美浜町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第128条を第129条とする。第19章を第20章とし、第18章の次に次の1章を加える。

第19章、プロジェクトチーム。

(プロジェクトチーム)

第128条、議長は特定の政策、事業等について次に掲げる事項を推進するために特に必要と認める場合はプロジェクトチームを結成することができる

- (1) 調査研究。
- (2) 要望事項の取りまとめ。
- (3) その他必要な事項の協議。

附則、この規則は交付の日から施行する。
以上。

議長 趣旨説明は終わりました。

本案について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認め、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、日程第17 発議第4号福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者、竹仲良廣君に趣旨説明を求めます。

竹仲良廣君。

14番 発議第4号福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、美浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月16日提出。

美浜町議会議長、山口和治殿。

提出者、美浜町議会議員、竹仲良廣。

賛成者、美浜町議会議員、藤本 悟、同崎元良栄。

福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第100条及び美浜町議会委員会条例第5条。

3、目的、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路が早期に整備されるための活動、その他、検討事項について調査研究を行う。

4、委員の定数、6人。

5、構成委員、委員、竹仲良廣、同藤本 悟、同崎元良栄、同川畑忠之、同高橋 修、同兼田和雄。

6、設置期間、本委員会は閉会中も調査活動ができることとし、議会において調査終了後、議決するまで継続する。

以上。

議長 趣旨説明は終わりました。

これについての質問はございますか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認め、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決いたしました。

よって、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会は設置することに決定いたしました。

この特別委員会の設置が決定いたしましたので、この後、休憩中に福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会を開催し、正副の委員長の互選を行っていただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。

先ほど産業厚生常任委員会委員長、中牟田春子君より、発委第3

号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、発委第3号を追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、発委第3号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。5分ほど、特別委員会の正副の互選をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休憩宣言 午前11:56）

（再開宣言 午前11:58）

議長

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1号 発委第3号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者、中牟田春子君に趣旨説明を求めます。

中牟田春子君。

産業厚生常任委員長

発委第3号。

令和4年6月16日。

美浜町議会議長、山口和治殿。

提出者、産業厚生常任委員会委員長、中牟田春子。

保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び美浜町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の

処遇の抜本的な改善を求める意見書。

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染予防の対策をしながら子供の命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育が行われている。しかし、感染予防の対策を徹底することで、日常の業務量が増え、また、保育の営みについては密を避けることが困難であることなどから、職員の精神的、肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。コロナ禍への対応として、保育所等における密な環境を是正し、感染予防の対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも保育所の職員配置、設備の面積基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4、5歳児の配置基準、子供30人に保育士1人は設備の面積基準と同様、70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては必要な財源を確保し、下記の事項について実現させるよう、強く要望する。

1、保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日。美浜町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特例担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

議長

趣旨説明は終わりました。

本案について質疑はございますか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認め、採決をいたします。

本件は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決いたしました。

本意見書は、直ちに関係行政庁等に提出することにいたします。

続きまして、日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出たとおり、閉会中の継続調査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

続いて、日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、お手元の配付どおり、それぞれ派遣したいと思えます。

ただし、緊急を要する場合には、議長において決定いたしたいと思えます。御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣とすることに決定いたしました。

次に、先刻休憩中に、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選を行っておりますので、この際結果を報告いたします。

委員長に竹仲良廣君、副委員長に藤本 悟君が互選されました。

議 長

これにて、報告を終わります。
以上をもって、本定例会の日程全部が終了いたしました。
これをもって、令和4年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後0:07)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治

署名議員 兼田 和雄

署名議員 藤本 悟